

伊勢崎市第4期障害福祉計画

伊勢崎市

はじめに

伊勢崎市では、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的に平成19年3月に「伊勢崎市障害者計画」及び「伊勢崎市障害福祉計画」を策定し、障害福祉の施策を進めてまいりました。その後、平成21年3月に「伊勢崎市第2期障害福祉計画」、平成24年3月に「伊勢崎市第3期障害福祉計画」を策定し、平成26年3月には、「障害福祉計画」の上位計画である「伊勢崎市障害者計画」の見直しを行い、新たに「第2次伊勢崎市障害者計画」を策定し、障害者の自立や社会参加のための支援などの施策を推進してまいりました。



国においては、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、障害支援区分の創設や障害者の範囲の見直しが行われるなど、わが国の障害者やそのご家族を取り巻く環境は変化してきております。

このたび策定いたしました「伊勢崎市第4期障害福祉計画」は、「第2次伊勢崎市障害者計画」の基本理念である「障害のある人が 生涯を通じて いきいき暮らせる いせさきの実現」を目指して、平成27年度から平成29年度までの必要な福祉サービスの見込量やサービス提供体制を確保するための方策について定め、必要なサービスの基盤を着実に整備していくことを目的としています。

本計画を実効性のあるものとするため、市民の皆様のご意見を伺いながら関係機関と連携を深め、努力してまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、市民の皆様をはじめ、伊勢崎市自立支援協議会委員の皆様並びに関係各位のご指導、ご協力に対しまして心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

伊勢崎市長

五十嵐清隆

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の位置づけ	3
2 障害者総合支援法の概要	4
3 計画の期間	5
4 関連する計画	5
5 国の障害者施策の動向と本市の取組	6
第2章 障害のある人の状況	9
1 障害のある人の状況	11
(1) 身体障害者	11
(2) 知的障害者	12
(3) 精神障害者	13
(4) 障害支援区分認定の状況	15
2 第3期計画の点検・評価	16
(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗状況	16
(2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援の進捗状況	18
(3) 地域生活支援事業の進捗状況	19
第3章 基本的な考え方	21
1 サービス見込量設定の考え方	23
2 基本理念・目標	24
(1) 基本理念	24
(2) 成果目標（29年度末における目標）	26
(3) 本市の方針	28
3 計画の推進体制	29
(1) PDCAサイクルの導入	29
(2) 伊勢崎市自立支援協議会の役割	30
第4章 サービスの見込量とその確保の方策	31
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	33
2 指定障害福祉サービス及び相談支援に関する事項	34
(1) 訪問系サービス	35
(2) 日中活動系サービス	37
1 生活介護	37
2 自立訓練（機能訓練）	38
3 自立訓練（生活訓練）	39
4 就労移行支援	40

5 就労継続支援（A型）	41
6 就労継続支援（B型）	42
7 療養介護	43
8 短期入所（ショートステイ）	44
（3）居住系サービス	45
1 共同生活援助（グループホーム）	45
2 施設入所支援	46
3 宿泊型自立訓練	47
（4）相談支援	48
（5）障害児支援	50
3 地域生活支援事業の実施に関する事項	52
（1）実施する事業の内容	53
（2）サービス見込量及び設定の考え方と確保の方策	55
1 理解促進研修・啓発事業	55
2 自発的活動支援事業	55
3 障害者（児）相談・生活支援事業	56
4 成年後見制度利用支援事業	57
5 成年後見制度法人後見支援事業	57
6 意思疎通支援事業	58
7 日常生活用具給付等事業	59
8 手話奉仕員養成事業	60
9 移動支援事業	61
10 地域活動支援センター事業	62
11 福祉ホーム事業	63
12 訪問入浴サービス事業	64
13 聴覚・視覚障害者生活訓練等事業	65
14 日中一時支援事業	66
15 聴覚障害者ミニデイサービス事業	67
16 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	68
17 点字・声の広報等発行事業	68
18 要約筆記・朗読奉仕員養成事業	69
19 自動車運転免許取得・改造助成事業	70
20 障害者虐待防止対策支援事業	70
21 知的障害者職親委託事業	71
22 障害支援区分認定等事務事業	72
23 医療的ケア支援事業	72

第1章 計画の概要



1 計画の位置づけ

□「第4期障害福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「障害者総合支援法¹」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものであり、障害者施策に関する本市の基本的な計画である「第2次伊勢崎市障害者計画」の理念を継承し策定するものです。

□本計画は、本市の最も基本となる計画である「第2次伊勢崎市総合計画」や本市の福祉分野における基本理念を定めた「第2期伊勢崎市地域福祉計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定するものです。

□本計画は、障害者総合支援法第87条の規定に基づく基本指針（障害福祉計画策定にあたって基本となる理念、サービス見込量の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたもの）及び県の基本的な考え方に即して、計画対象者や推進者の事業等に対するニーズを踏まえつつ、平成29年度末における成果目標を設定し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、必要な見込量、見込量確保のための方策等を定めるものです。

□本計画は、障害者基本法や障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するため、サービスの提供体制の計画的な整備を図るものです。

¹ 障害者総合支援法：

正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。詳細は次ページ参照ください。

2

障害者総合支援法の概要

障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）の概要は以下の通りです。

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日（ただし、4.及び 5.①～③については、平成 26 年 4 月 1 日）

4 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後 3 年を目途として、以下について検討）

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

出典：厚生労働省

3 計画の期間

本計画は、平成 27～29 年度までの3か年計画です。

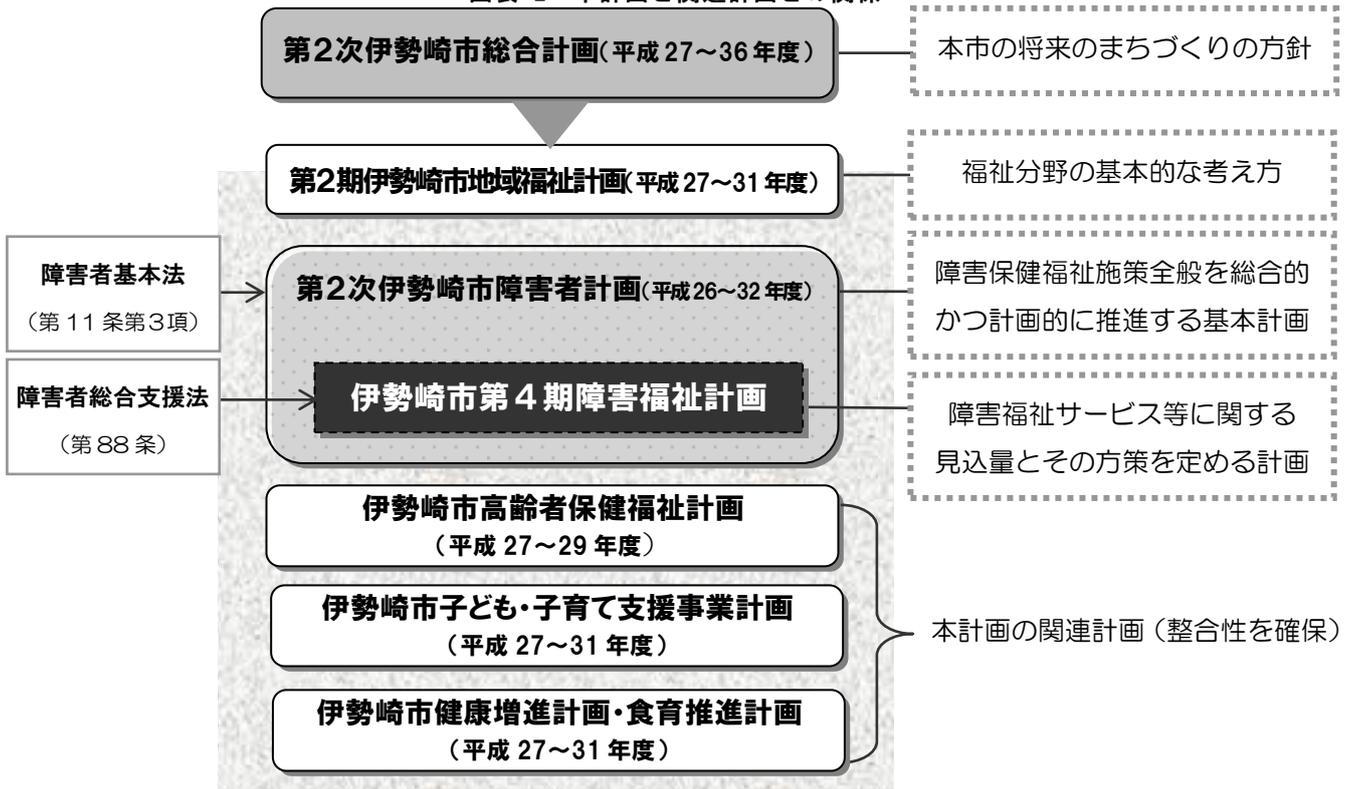
図表 1 本計画の期間

	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者 計画	第 1 次							第 2 次						
障害福祉 計画	第 1 期	第 2 期		第 3 期			第 4 期		第 5 期					
		見直し			見直し			見直し		見直し				

4 関連する計画

本計画は、本市の最も基本となる計画である「第2次伊勢崎市総合計画」や本市の福祉分野における基本理念を定めた「第2期伊勢崎市地域福祉計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定するものです。

図表 2 本計画と関連計画との関係



5

国の障害者施策の動向と本市の取組

障害者自らが契約により福祉サービスを利用する「支援費制度」の導入に続き、平成 18 年度に福祉サービスの一元化や自立した日常生活の営みを目的とした「障害者自立支援法²」の施行、法の円滑施行のための特別対策や抜本的な見直しに向けた緊急措置など様々な改正が相次ぎ、平成 26 年 4 月には、制度の谷間のない支援の提供等による地域社会における共生の実現を目指す「障害者総合支援法」が施行されました。

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に必要な国内法の整備など障害者制度の改革を行うため、平成 22 年 6 月、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定し、平成 22 年 12 月には「整備法³」が成立しました。

平成 24 年 10 月、障害者の虐待の防止に係る国・地方公共団体等の責務等を規定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（「障害者虐待防止法」）が施行されました。

平成 23 年 8 月、「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

平成 25 年 4 月、本計画の根拠となる「障害者総合支援法」が施行（一部は平成 26 年 4 月施行）され、“制度の谷間”にあった難病等により生活上の支援が必要な人もサービス受給の対象となりました。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定（平成 25 年 6 月制定・平成 28 年 4 月 1 日施行）され、障害者への差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めるなど障害者の人権を守り、自立と社会参加が進められます。

障害のある人の雇用環境については、平成 20 年度の「障害者の『働く場』に対する発注促進税制」の創設、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」（昭

² 障害者自立支援法：

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するため、身体・知的・精神障害者の福祉サービスを一元化し、国・地方自治体の財源負担により必要なサービスを計画的に確保する制度で、平成 17 年一部施行、平成 18 年 10 月に完全施行されました。続いて、障害者自立支援法の円滑施行のための特別対策（利用者負担の軽減、事業者に対する激減緩和措置、新制度移行等のための緊急的な経過措置）も行われました。

³ 整備法：

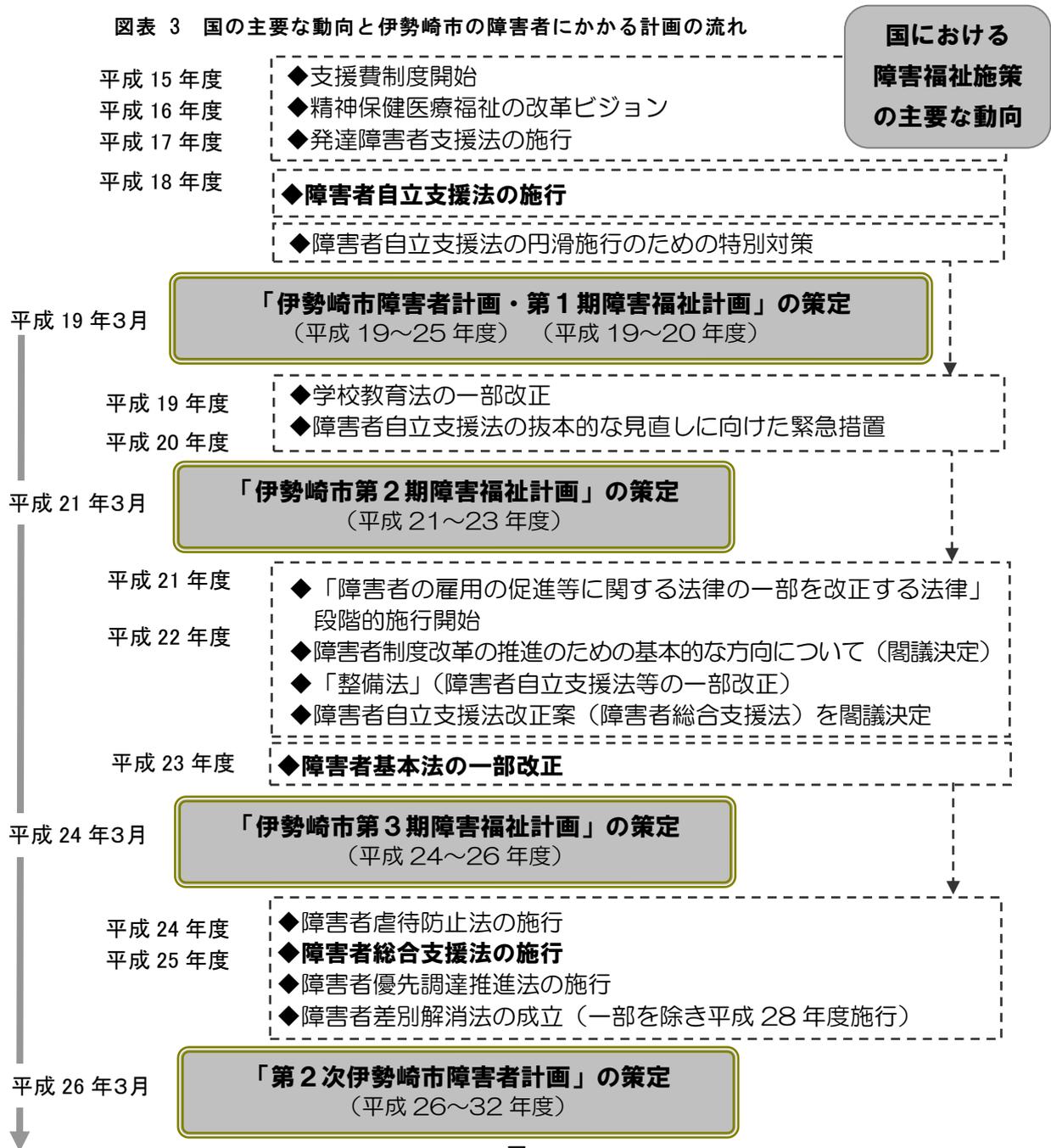
正式には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」といいます。応能負担の明確化、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、グループホーム・ケアホーム利用の助成、重度視覚障害者の移動支援サービスの創設等、法改正が行われました。

和 35 年制定) の一部改正による中小企業における障害者雇用の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し、障害者に対する差別の禁止や法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加される等一部改正が行われました。また「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が平成 25 年 4 月から施行されました。

このほか、平成 17 年 4 月の「発達障害者支援法」の施行、平成 19 年 4 月の学校教育法の一部改正による小中学校における特別支援学校制度が創設されています。

本市は平成 19 年 3 月の障害者計画・第 1 期障害福祉計画の策定を皮切りに、第 2 期・第 3 期障害福祉計画に続き、平成 26 年 3 月には第 2 次障害者計画を策定しました。また平成 24 年 4 月、県下でいち早く「こども発達支援センター」を設置しています。

図表 3 国の主要な動向と伊勢崎市の障害者にかかる計画の流れ



第2章 障害のある人の状況

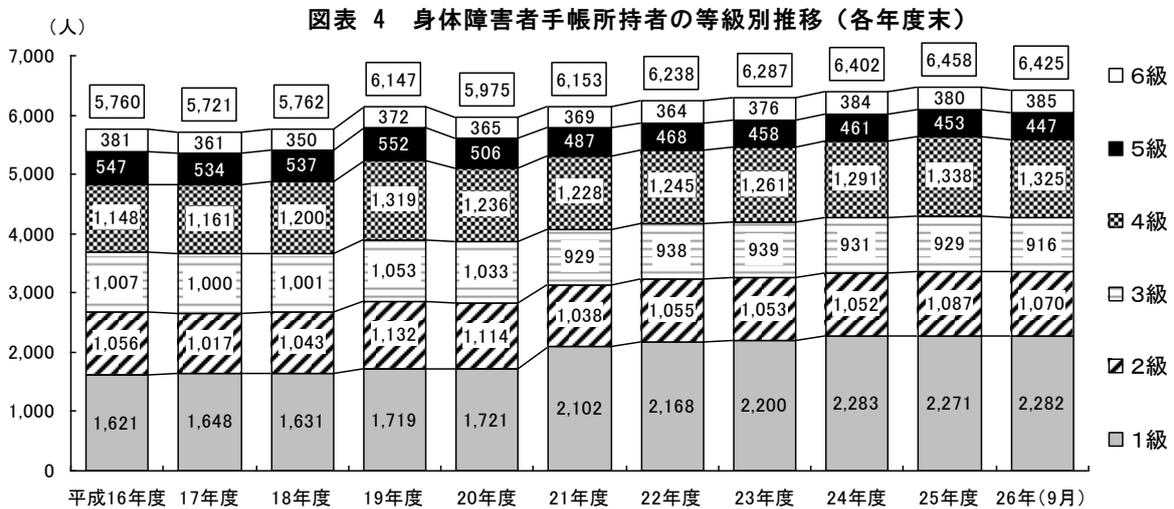


1 障害のある人の状況

(1) 身体障害者

平成 25 年度末現在で、身体障害者手帳所持者数が 6,458 人となっており、これは同時期の総人口（210,916 人）の 3.06%にあたります。

手帳の等級分布の推移をみると、最も大きな割合を占める 1 級が増加しています。種別では「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が 50%台で推移し、「内部障害」が続いており、やや増加傾向となっています。このほか、「視覚障害」と「聴覚・平衡機能障害」が 10%未満、「音声・言語・そしゃく機能障害」が 1%強となっています。



図表 5 身体障害者手帳所持者の等級別割合の推移（各年度末）

(%)	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年(9月)
1級	28.1	28.8	28.3	28.0	28.8	34.2	34.8	35.0	35.7	35.2	35.5
2級	18.3	17.8	18.1	18.4	18.6	16.9	16.9	16.7	16.4	16.8	16.7
3級	17.5	17.5	17.4	17.1	17.3	15.1	15.0	14.9	14.5	14.4	14.3
4級	19.9	20.3	20.8	21.5	20.7	20.0	20.0	20.1	20.2	20.7	20.6
5級	9.5	9.3	9.3	9.0	8.5	7.9	7.5	7.3	7.2	7.0	7.0
6級	6.6	6.3	6.1	6.1	6.1	6.0	5.8	6.0	6.0	5.9	6.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

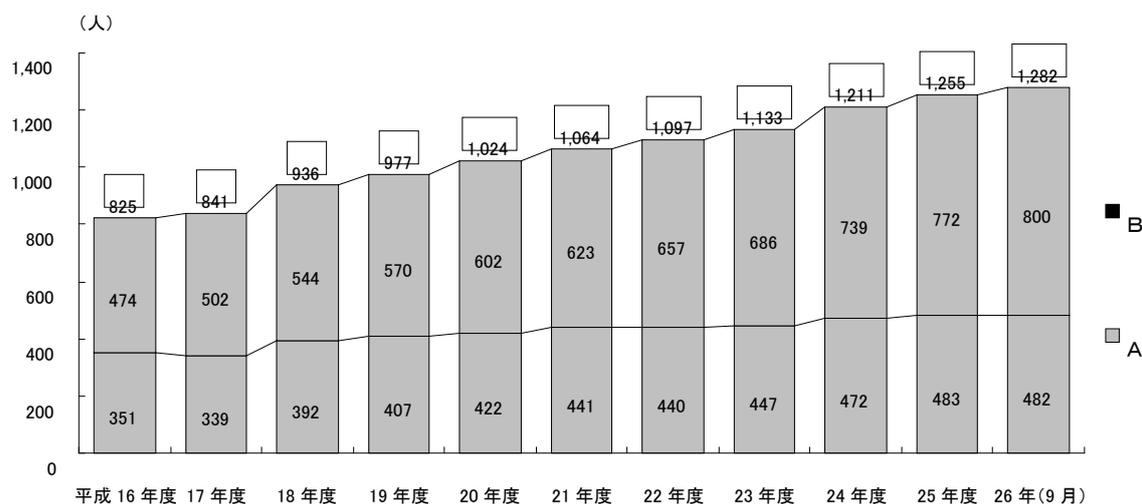
図表 6 身体障害者手帳所持者（種類）の推移（各年度末）

(%)	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年(9月)
視覚障害	7.2	7.0	7.0	6.6	6.7	6.5	6.2	6.2	5.8	5.7	5.7
聴覚・平衡機能障害	7.6	7.6	7.6	7.4	7.7	7.4	7.4	7.4	7.5	7.7	8.0
音声・言語・そしゃく機能障害	1.2	1.2	1.1	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	56.3	55.4	55.4	55.0	54.6	55.2	55.4	55.6	54.9	54.7	54.5
内部障害	27.8	28.8	28.8	29.7	29.8	29.7	29.9	29.7	30.5	30.6	30.6

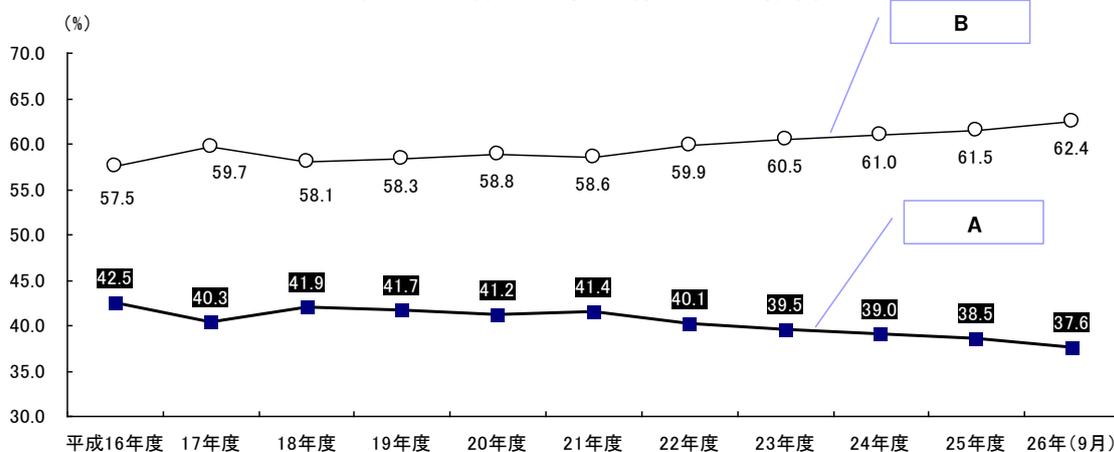
注：四捨五入により合計が一致しないことがあります

(2) 知的障害者

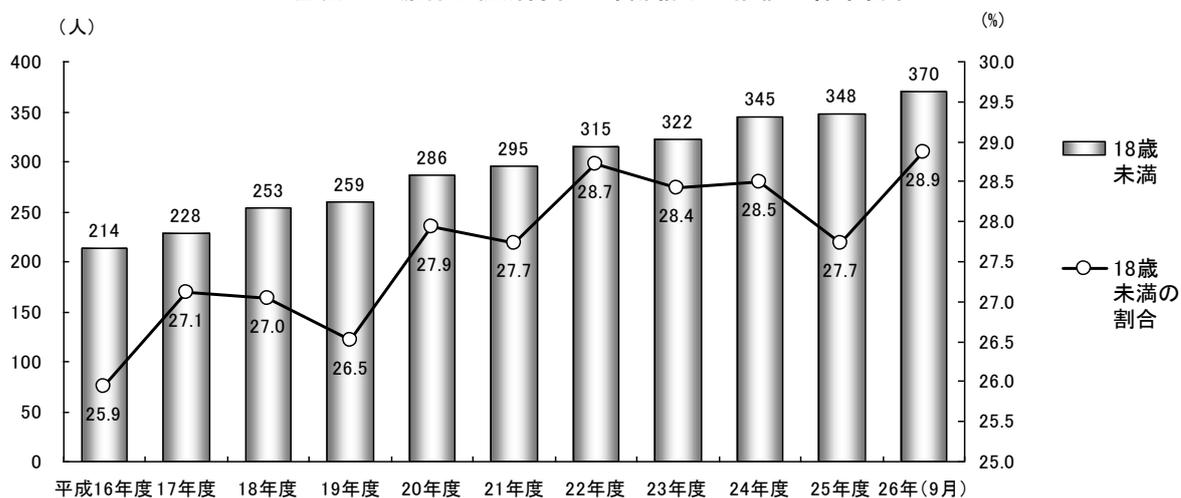
平成25年度末現在で、療育手帳所持者数は1,255人となっており、総人口の0.6%に相当します。手帳の等級分布の推移をみると、重度（A判定）が占める割合は減少し、中・軽度（B判定）の割合が増加しています。年齢については、18歳未満が300人台（全体の20%台）で推移しています。



図表 8 療育手帳所持者の等級別割合の推移（各年度末）



図表 9 療育手帳所持者の年齢構成の推移（各年度末）

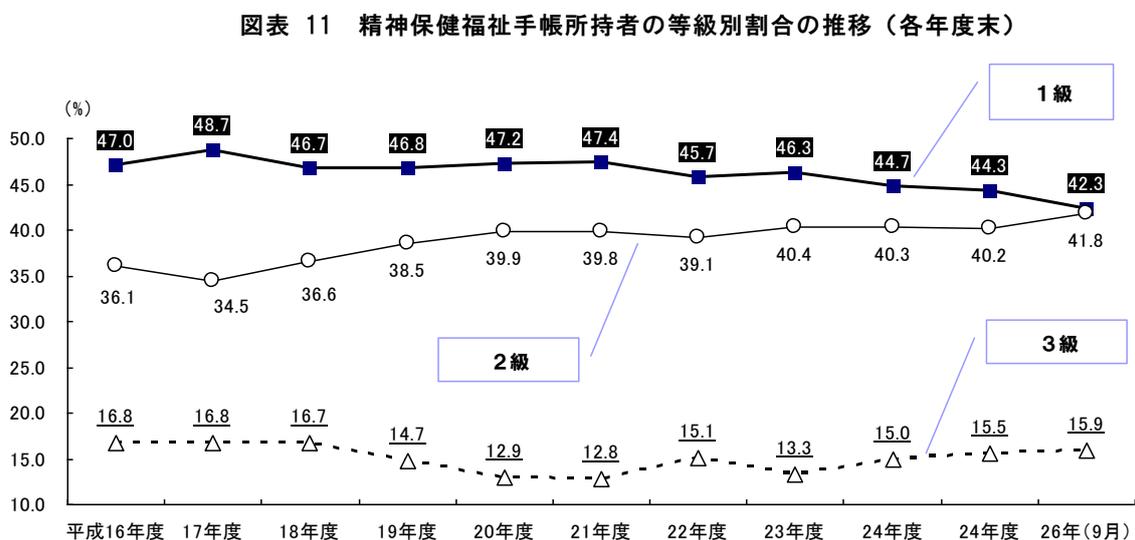
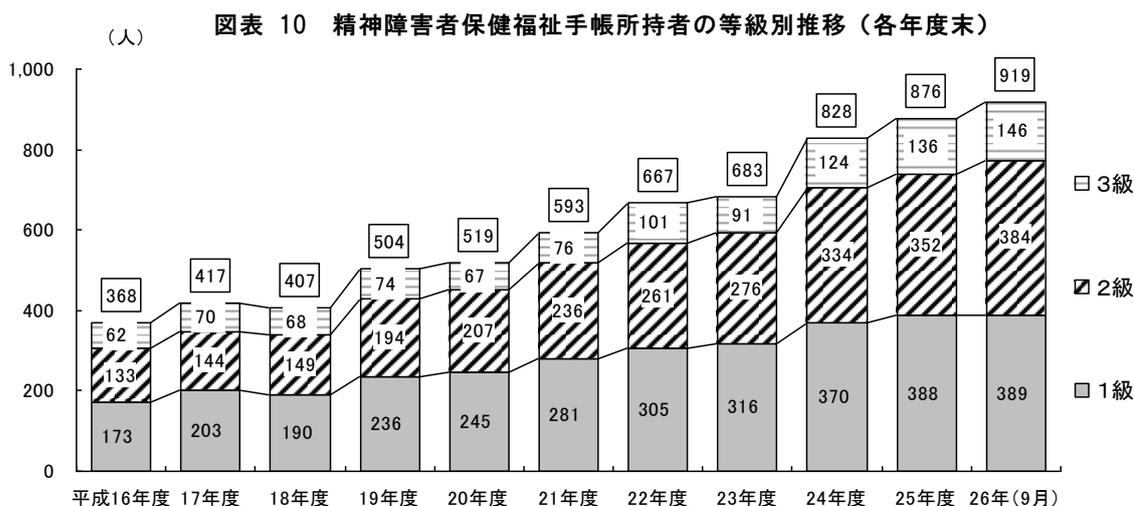


(3) 精神障害者

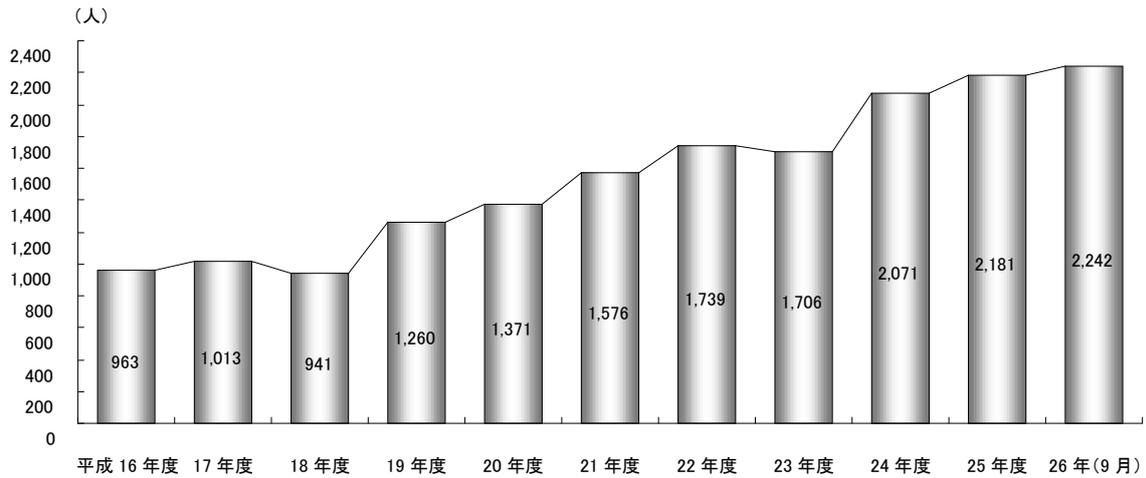
精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 19 年度以降、年々増加しており、平成 25 年末現在で 876 人と総人口の 0.42%に相当します。

自立支援医療（精神通院）年間受給者数も平成 19 年度と平成 24 年度で急増し、平成 25 年度末現在では 2,181 人となっています。これは総人口の 1.03%に相当します。

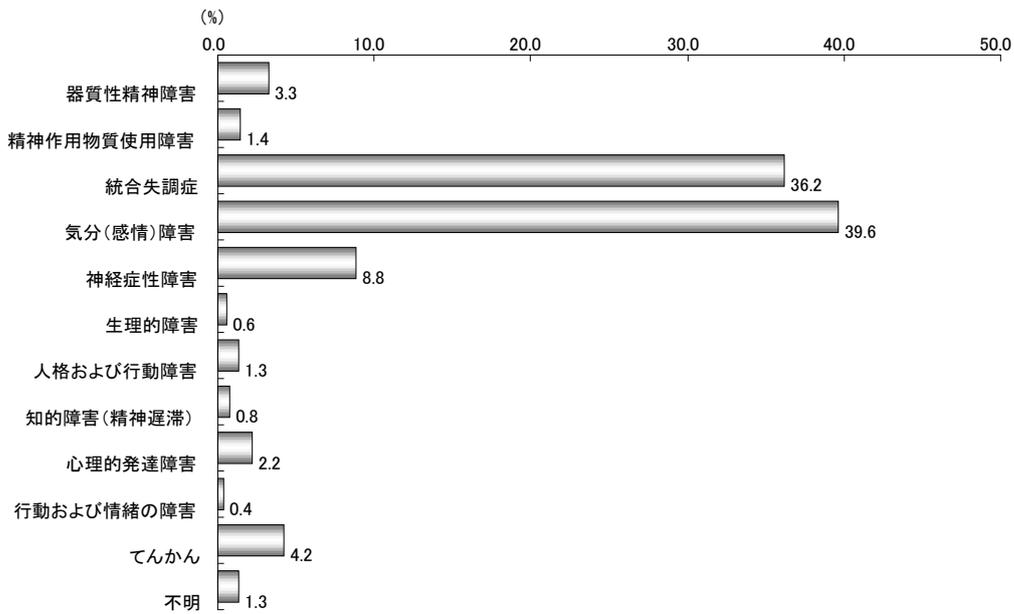
疾病分類でみると、「統合失調症」と「気分（感情）障害」が 30%台となっており、「気分（感情）障害」と「神経症性障害」の増加傾向がみられます。



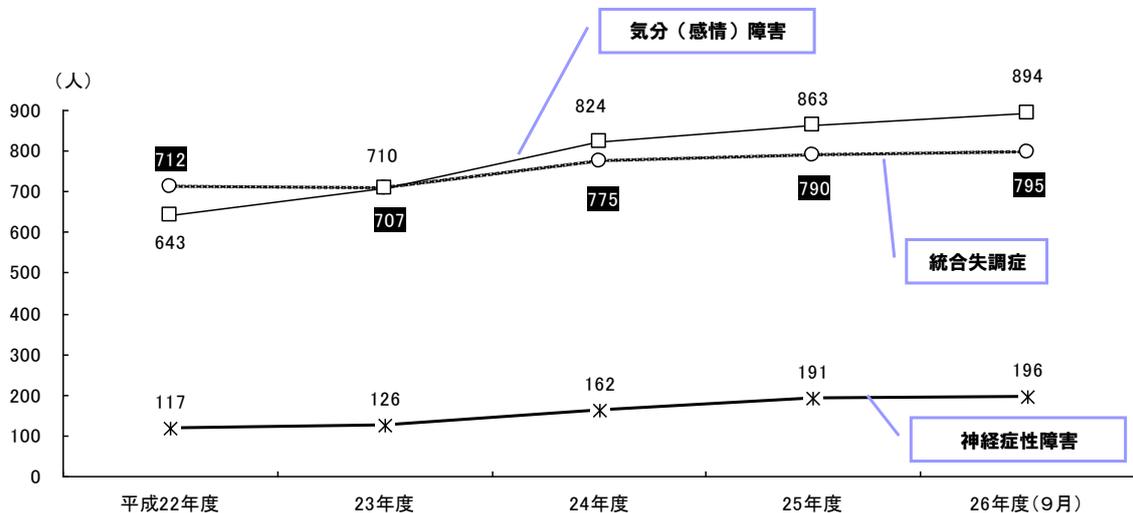
図表 12 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度末）



図表 13 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類（平成 25 年度）



図表 14 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類の推移（各年度末）



(4) 障害支援区分認定の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在で障害支援区分認定を受け、かつ支給決定している認定者は 698 人となっており、「区分 6」が 20%台半ばで最も多く、「区分 3」「区分 2」が 20%前後で続いており、「区分 1」が 10%未満で最も少なくなっています。

障害種別で見ると、知的障害者が 443 人と最も多く、身体障害者が 171 人、精神障害者が 83 人、難病が 1 人となっています。

身体障害者は「区分 6」(41.5%)、知的障害者は「区分 3」と「区分 6」(いずれも 20%台)が多く、精神障害者は「区分 2」が 53.0%と半数を超えています。

図表 15 障害支援区分認定の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

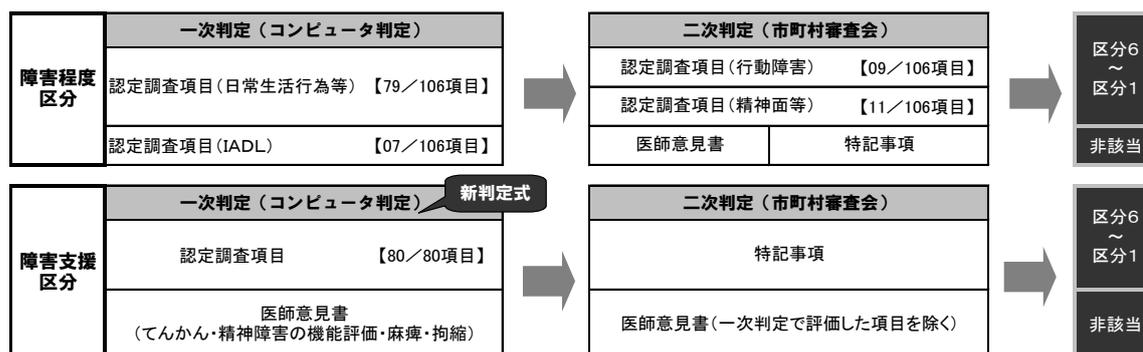
(上段:人 下段:%)	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
身体障害者	14 8.2	19 11.1	25 14.6	17 9.9	25 14.6	71 41.5	171 100.0
知的障害者	14 3.2	67 15.1	99 22.3	81 18.3	85 19.2	97 21.9	443 100.0
精神障害者	21 25.3	44 53.0	15 18.1	2 2.4	1 1.2	0 0.0	83 100.0
難病患者	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
合計	49 7.0	130 18.6	140 20.1	100 14.3	111 15.9	168 24.1	698 100.0



障害者総合支援法における「障害支援区分」について

福祉サービスの利用者の心身の状況を判定するもの。「非該当」及び「区分 1～6」の 6 段階があり、これによって受けられる福祉サービスの範囲などが決まります。

障害者自立支援法では「障害程度区分」とされていましたが、障害者総合支援法により、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして見直されました。特に、知的障害、精神障害や発達障害の特性をより反映するため、健康・栄養管理、危険の認識、読み書き、感覚過敏・感覚鈍麻、集団への不適応、多飲水・過飲水の 6 項目が追加された 80 項目のコンピュータ判定と医師の意見書で一次判定が行われます。その後、医師の意見書等を考慮しながら、市が設置する審査会で二次判定が行われ、それらを元に市が区分を認定します。



2 第3期計画の点検・評価

(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗状況

第3期計画における各サービスの計画値と実績値は以下の通りです。

図表 16 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の計画値と実績値（月間）

			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
事業種別			平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
訪問系サービス※1	延利用量	時間	5,116	3,660	5,784	5,296	6,251	4,537
	実利用者数	人	215	176	242	191	261	194
生活介護	延利用量	人日	6,296	6,262	6,574	6,486	6,831	6,906
	実利用者数	人	318	308	332	320	345	322
自立訓練（機能訓練）	延利用量	人日	88	96	123	128	140	126
	実利用者数	人	5	7	7	11	8	9
自立訓練（生活訓練） ※2	延利用量	人日	108	67	171	115	171	96
	実利用者数	人	12	6	19	8	19	5
就労移行支援※3	延利用量	人日	698	494	734	480	734	387
	実利用者数	人	39	30	41	29	41	24
就労継続支援（A型）	延利用量	人日	63	103	84	169	105	448
	実利用者数	人	3	5	4	9	5	22
就労継続支援（B型）	延利用量	人日	2,769	2,854	2,914	3,015	3,075	3,438
	実利用者数	人	172	183	181	186	191	190
療養介護	実利用者数	人	25	26	28	26	30	25
短期入所※4	延利用量	人日	572	383	803	288	1,045	311
	実利用者数	人	52	43	73	34	95	43
共同生活援助（共同生活介護含む）	実利用者数	人	111	108	126	118	151	126
施設入所支援※5	実利用者数	人	217	230	213	224	210	223
宿泊型自立訓練	実利用者数	人	20	10	20	8	10	1
計画相談支援	実利用者数	人	22	23	52	93	82	106
地域移行支援※6	実利用者数	人	6	1	6	1	7	0
地域定着支援	実利用者数	人	3	2	4	7	5	3

注：平成 24 年度は 25 年 3 月、平成 25 年度は 26 年 3 月、平成 26 年度は 7 月

- ※1 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）は、平成 18 年度から平成 23 年度までは利用実績が大きく伸びていたことから、第 3 期計画ではその伸びが継続することを見込んで計画値を設定しました。しかし、平成 24 年度以降は想定されるほどの伸びではなかったため、計画値をやや下回る実績となりました。
- ※2 自立訓練（生活訓練）は、平成 23 年度に定員 6 人の事業所の立ち上げを考慮し、新規利用を想定していましたが、実施事業所が少ないこと、利用できる年数が限られていること等から平成 25 年度は 8 人の利用にとどまりました。その後、着実に利用者は増加しています。
- ※3 就労移行支援は、制度改正に伴って新体系への移行による事業所数の増加を考慮して利用人数の増加を見込みましたが、例年と同程度の利用水準でした。これは、特別支援学校卒業生等が就労系サービスを利用する場合、まずは就労移行支援の利用が原則ですが、一定のアセスメントを行えば就労系サービスを利用できる特例措置があること、市内に事業所が少ないことが要因と考えられます。平成 27 年 3 月で特例措置が終了することや平成 26 年 4 月に市内に就労移行支援事業所が新規開設されたことから、今後は利用者の増加が見込まれます。
- ※4 短期入所は、計画値を下回る実績となりました。レスパイト（家族等介助者の一時的休息）や緊急時のために支給決定を受けていることが多く、実際には利用していない支給決定者が多数を占めるという性格のサービスであり、利用が不規則であることが多いため、計画値と実績値にかい離が生じたと考えられます。
- ※5 施設に入所して自立訓練を行う宿泊型自立訓練は、制度改正による通勤寮等の移行による利用人数の大幅な増加を見込みましたが、指定を受ける事業所が少なく、グループホームに移行する事業所もあり、計画値に届きませんでした。
- ※6 地域移行支援は、精神科病棟からの退院者や施設からの退所者を対象に、地域生活に移行するための準備等の支援を行います。平成 24 年度から始まったため計画策定時には過去の実績がなく、平成 25 年度の実績は 1 人と計画値（6 人）を大きく下回りました。事業所が少ないこと、新規のサービスのため馴染みがないこと、ソーシャルワーカー等がカバーしているため利用をする必要がないこと等が想定されます。今後はサービスの浸透に伴い、利用者の増加が見込まれます。

(2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援の進捗状況

児童発達支援は、事業所の数が少ないこともあり計画値をやや下回りましたが、放課後等デイサービスについては、平成 26 年度において計画値を上回る実績となっています。

図表 17 障害児通所支援の計画値と実績値（月間）

			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
事業種別			平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
児童発達支援	延利用量	人日	765	557	870	914	975	805
	実利用者数	人	51	41	58	61	65	45
放課後等デイサービス	延利用量	人日	1,515	1,262	1,935	1,352	1,710	1,808
	実利用者数	人	101	96	129	104	114	130

注：平成 24 年度は 25 年 3 月、平成 25 年度は 26 年 3 月、平成 26 年度は 7 月

(3) 地域生活支援事業の進捗状況

第3期計画における地域生活支援事業の計画値と実績値は以下の通りです。

(1)～(6)は必須事業、(7)～(12)は任意事業となっています。

図表 18 地域生活支援事業の計画値と実績値（年間）

事業種別			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
			平成 24 年度		平成 25 年度		平成26年度
(1)相談支援事業							
障害者相談支援事業(箇所数)	箇所		4	4	4	4	4
		障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター			設置	未設置	設置	未設置	設置
障害者相談機能強化事業			実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業			実施	実施	実施	実施	実施
(2)成年後見制度利用支援事業（実利用者数）							
		人	4	0	8	1	12
(3)コミュニケーション支援事業							
手話通訳者設置事業（実設置者数）		人	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業（延べ利用者数）		人	610	603	620	742	630
要約筆記者派遣事業（延べ利用者数）		人	10	8	10	8	12
知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業（延べ利用者数）		人	3	2	4	2	5
(4)日常生活用具給付等事業（給付件数）							
介護・訓練支援用具		件	10	10	10	10	10
自立生活支援用具		件	25	18	25	22	25
在宅療養等支援用具		件	26	20	26	12	26
情報・意思疎通支援用具		件	23	21	23	16	23
排泄管理支援用具		件	2,930	2,853	3,010	2,845	3,090
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		件	3	2	3	3	3
(5)移動支援事業							
（延べ利用時間数）		時間	18,457	13,139	20,257	14,014	22,057
（実利用者数）		人	210	145	230	168	250
(6)地域活動支援センター事業 （箇所数／利用者数）							
地域活動支援センターⅠ型							
（上段：市内／下段：市外）	（箇所数）	箇所	1	1	1	1	1
	（利用者数）	人	5	5	5	5	5
			48	56	49	51	50
			10	9	11	8	12
地域活動支援センターⅡ型							
（上段：市内／下段：市外）	（箇所数）	箇所	6	6	6	6	6
	（利用者数）	人	1	0	1	0	1
			134	131	144	127	154
			1	0	1	0	1
地域活動支援センターⅢ型							
（上段：市内／下段：市外）	（箇所数）	箇所	2	2	2	2	2
	（利用者数）	人	2	3	2	4	2
			44	31	47	41	50
			3	3	4	4	5

事業種別	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値		
	平成 24 年度		平成 25 年度		平成26年度		
(7)福祉ホーム事業（延べ利用者数）							
人	84	60	96	57	108		
(8)訪問入浴サービス事業（月間延利用者数）							
人	67	50	86	57	105		
(9)知的障害者職親委託事業（延べ利用者数）							
人	36	19	36	16	36		
(10)生活支援事業（延べ利用者数）							
ボランティア活動支援事業	人	400	519	400	575	400	
聴覚・視覚障害者生活訓練等事業	人	200	217	200	221	200	
聴覚障害者ミニデイサービス事業	人	220	250	220	259	220	
(11)日中一時支援事業（実施箇所数／延べ利用者数）							
登録介護者事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	
	月間延べ利用者数	人	170	54	180	57	190
日帰り短期事業	実施箇所数	箇所	18	28	18	22	18
	月間延べ利用者数	人	1,020	668	1,290	662	1,410
サービスステーション事業	実施箇所数	箇所	10	11	10	11	10
	月間延べ利用者数	人	130	17	140	10	150
(12)社会参加促進事業（実利用者数）							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人	30	37	35	107	35	
点字・声の広報等発行事業	人	39	38	39	35	39	
手話・要約筆記・朗読奉仕員養成研修事業	人	45	94	50	88	50	
自動車運転免許取得費助成事業	人	8	2	8	3	8	
自動車改造費助成事業	人		13		10		

地域生活支援事業については、必須事業はもとより、市の実情に応じて実施する任意事業の充実にも努めてきました。

障害者（児）が、基本的人権を享有する個人としての尊厳に相応しい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、市の方針として、計画値を超えるニーズがあった場合にも積極的に対応しており、多くの事業は計画値を上回る実績となっています。今後も利用が促進されるよう情報提供を行う必要があります。

基幹相談支援センターについては、障害者（児）相談・生活支援センターが実質的に基幹相談支援センターと同様の機能を担っているため、障害者（児）相談・生活支援センターを基幹相談支援センターにするための検討を続けてきましたが、設置には至りませんでした。

なお、日中一時支援事業に「心身障害児集団活動・訓練事業」を位置づけていましたが、平成 25 年 5 月に市内事業所が放課後等デイサービス事業所に移行しました。

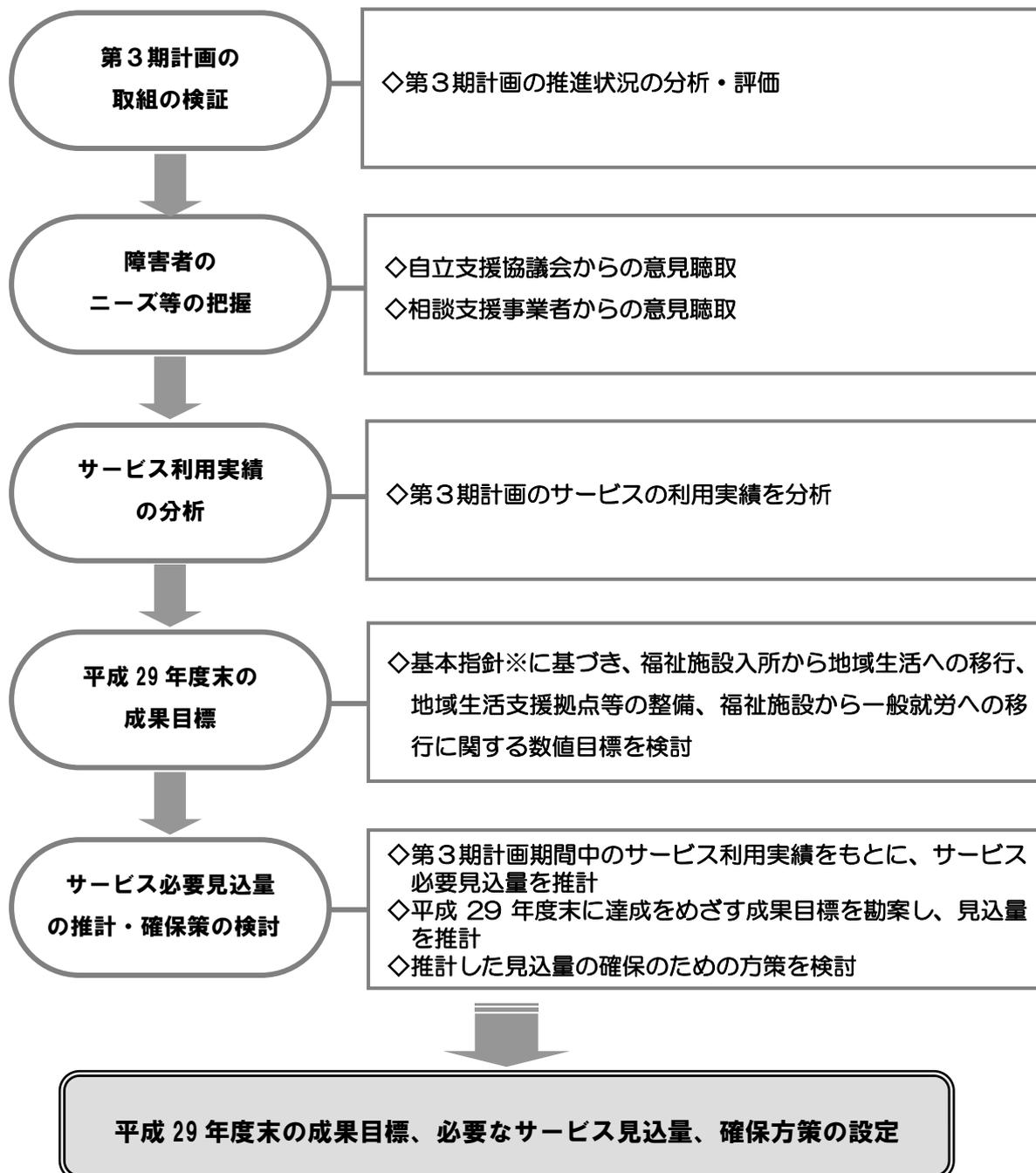
第3章 基本的な考え方



1 サービス見込量設定の考え方

第3期計画の進捗状況の分析・評価、障害者数の実績及び推移、サービス利用実績を基礎とし、自立支援協議会や相談支援事業者からの意見聴取、入所施設や病院からの地域移行などを見込み、平成27～29年度におけるサービスの必要見込量を推計します。

図表 19 サービス必要見込量推計の流れ



※ 障害者総合支援法第87条に「厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。」とされており、市町村・都道府県は、この基本指針に則して障害福祉計画を作成します。

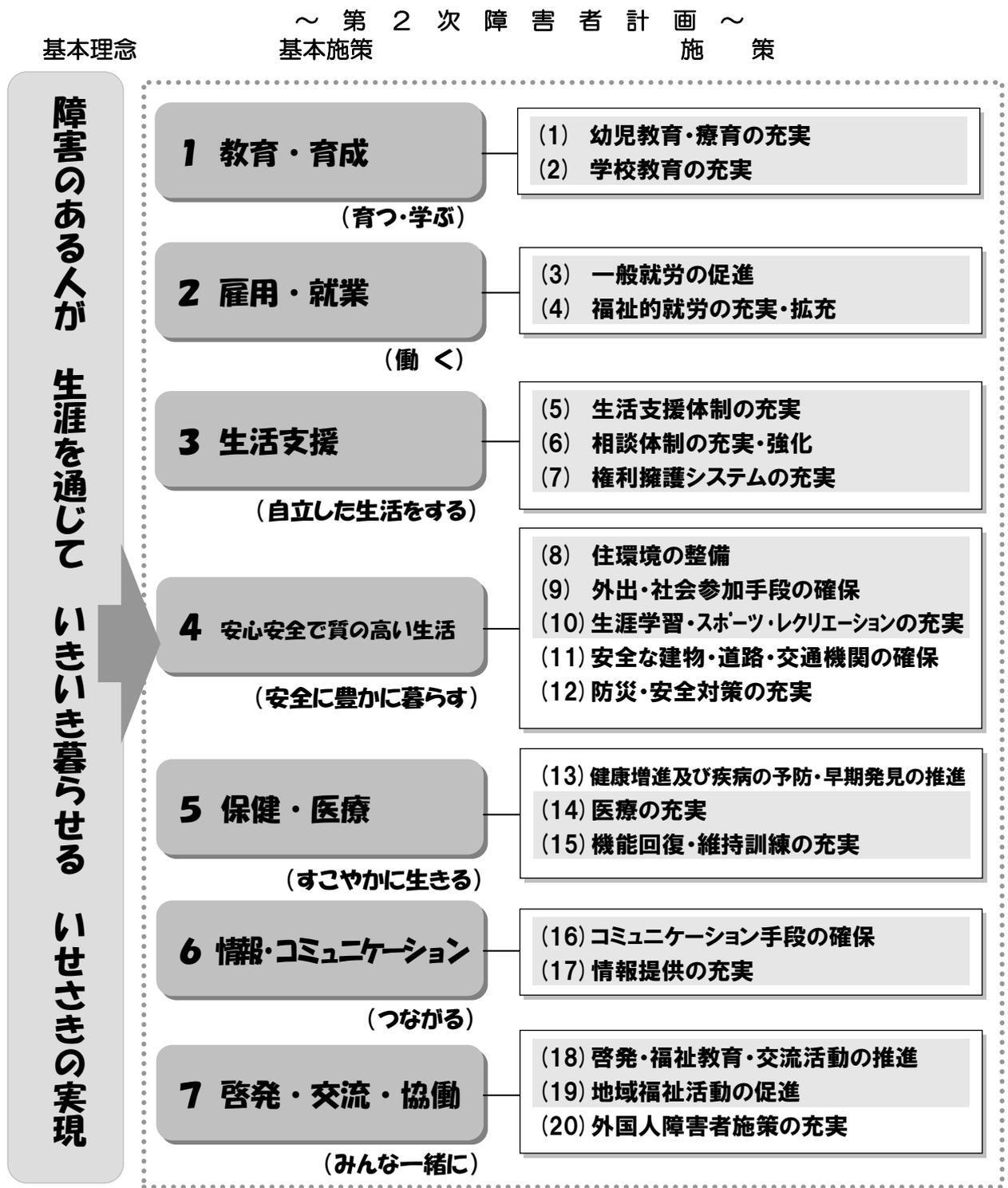
2

基本理念・目標

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、第2次障害者計画の理念である「障害のある人が 生涯を通じて いきいき暮らせる いせさきの実現」(共生社会の実現)の具体化とします。

「障害のある人が 生涯を通じて いきいき暮らせる いせさきの実現」の具体化



共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援の総合的・計画的な事業の実施

平成 29 年度末の成果目標

サービス提供体制の確保に関する
目標等の設定

障害者総合支援法に基づく事業等

福祉施設入所者の
地域生活への移行

地域生活支援拠点
等の整備

福祉施設から一般
就労への移行

指定障害福祉サービス

訪問系サービス

日中活動系サービス

居住系サービス

相談支援

地域生活支援事業

障害児支援（児童福祉法に基づく）

(2) 成果目標（29年度末における目標）

基本指針に基づき、本市の実情を踏まえ、平成29年度末における成果目標を設定します。

福祉施設入所者の 地域生活への移行

伊勢崎市の方針			備考	
【実績】				
平成25年度末時点の施設入所者数	224	人	平成25年度末時点の施設に入所している障害者数	
平成29年度末	【目標①】	27	人	施設からグループホームや一般住宅等に移行する者の数
	地域生活移行者数	12.1	%	
	平成29年度末における施設入所者数	214	人	平成29年度末時点での施設入所者見込数
	【目標②】	10	人	平成29年度末時点での施設入所者の削減目標（見込）数
施設入所者数の削減	4.5	%		

<考え方>

◇基本指針では、①平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域移行すること、及び②平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することとされています。

本市では、目標をそれぞれ、①12.1%、②4.5%と定め、地域移行を推進していきます。

地域生活支援拠点 等の整備

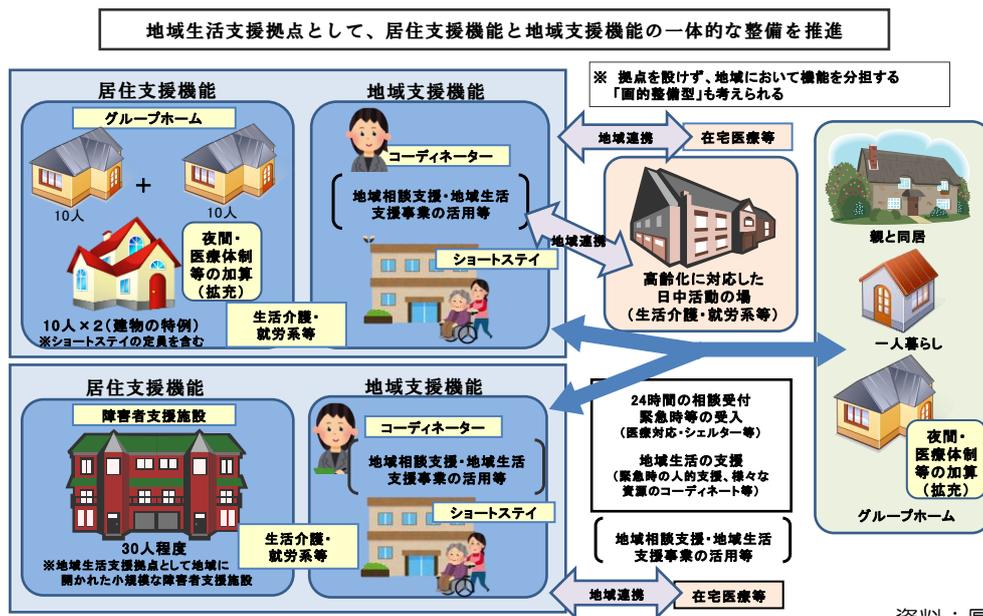
伊勢崎市の方針			備考
【目標】	1	箇所	障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数 地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備（個々の機関が有機的な連携のもとに支援を確保する）
地域生活支援拠点等の整備により、次のような機能をさらに強化する ①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談 ②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会、及び場の提供 ③ショートステイの利便性・対応力の向上等による、緊急時の受入対応体制の確保 ④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保 ⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり			

<考え方>

◇基本指針では、平成29年度末までに少なくとも1つ整備することとされています。5つの機能を1つの拠点で整備するのではなく、複数の機関が分担して機能を担う面的な整備も可能とされています。

本市では、複数の機関が分担して機能を担う面的な整備を進め、平成29年度末までに基幹相談支援センターを中心とした複数の機関の有機的な連携体制（ネットワーク）を少なくとも1つ構築することを目指します。

図表 20 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想（地域生活支援拠点）イメージ図



資料：厚生労働省

福祉施設から一般就労への移行

伊勢崎市の方針			備考
【実績】	平成 24 年度の一般就労への移行者数	12 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成 24 年度において一般就労した者の数
【実績】	平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	29 人	平成 25 年度末における就労移行支援事業の利用者数
平成 29 年度末	【目標①】 一般就労移行者数	24 人 2 倍	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度に一般就労する者の数
	【目標②】 就労移行支援事業の利用者数	47 人 1.6 倍	
	【目標③】 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	5 割	※「就労移行率」：ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合

<考え方>

◇基本指針では、①平成 29 年度中における福祉施設利用者の一般就労への移行実績を平成 24 年度の移行実績の2倍にすること、②平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加すること、及び③就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることとされています。

本市では、目標をそれぞれ、①2倍、②1.6倍、③5割と定め、一般就労を促進していきます。

(3) 本市の方針

① 指定障害福祉サービス・相談支援

◇成果目標達成のために、指定障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの実施に対する考え方や必要な見込量、見込量確保の方策等を定めます。

② 地域生活支援事業

◇全国一律のサービスである障害福祉サービスと地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が両輪となって成果目標の達成に資するよう地域生活支援事業を実施します。

◇必須事業については原則すべて実施することとし、任意事業については本市の実情等に応じた事業を実施します。

③ 障害者虐待防止

◇障害者虐待に関する通報等に対して24時間対応出来る体制を整備しており、今後も迅速かつ適切な対応を図り、虐待の未然の防止等についても、関係機関と連携して引き続き実施していきます。

◇群馬県及び児童や高齢者の関連機関と連携して虐待防止体制の構築を目指していきます。

◇権利擁護の観点から、必要に応じて成年後見制度等の利用を支援し、後見人等の人材育成にも取り組んでいきます。

④ 関係機関との連携

◇成果目標の達成を目指し、自立支援協議会、就労支援協議会などの会議体を中心とし、福祉、医療、教育、保育、雇用などの関連機関との連携を図ります。

⑤ 障害児支援

◇こども発達支援センターにおいて、発達相談支援事業を実施し、専門の相談員が相談や関係機関の紹介、連携、調整等を実施するとともに、保育所等訪問支援などを通して地域との連携を図ります。

◇適切な障害児支援のために、障害児支援担当部局を中心に、子育て支援部局、教育委員会等との連携を図り、障害児支援の体制整備を進めます。

◇医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児の支援の充実を図ります。

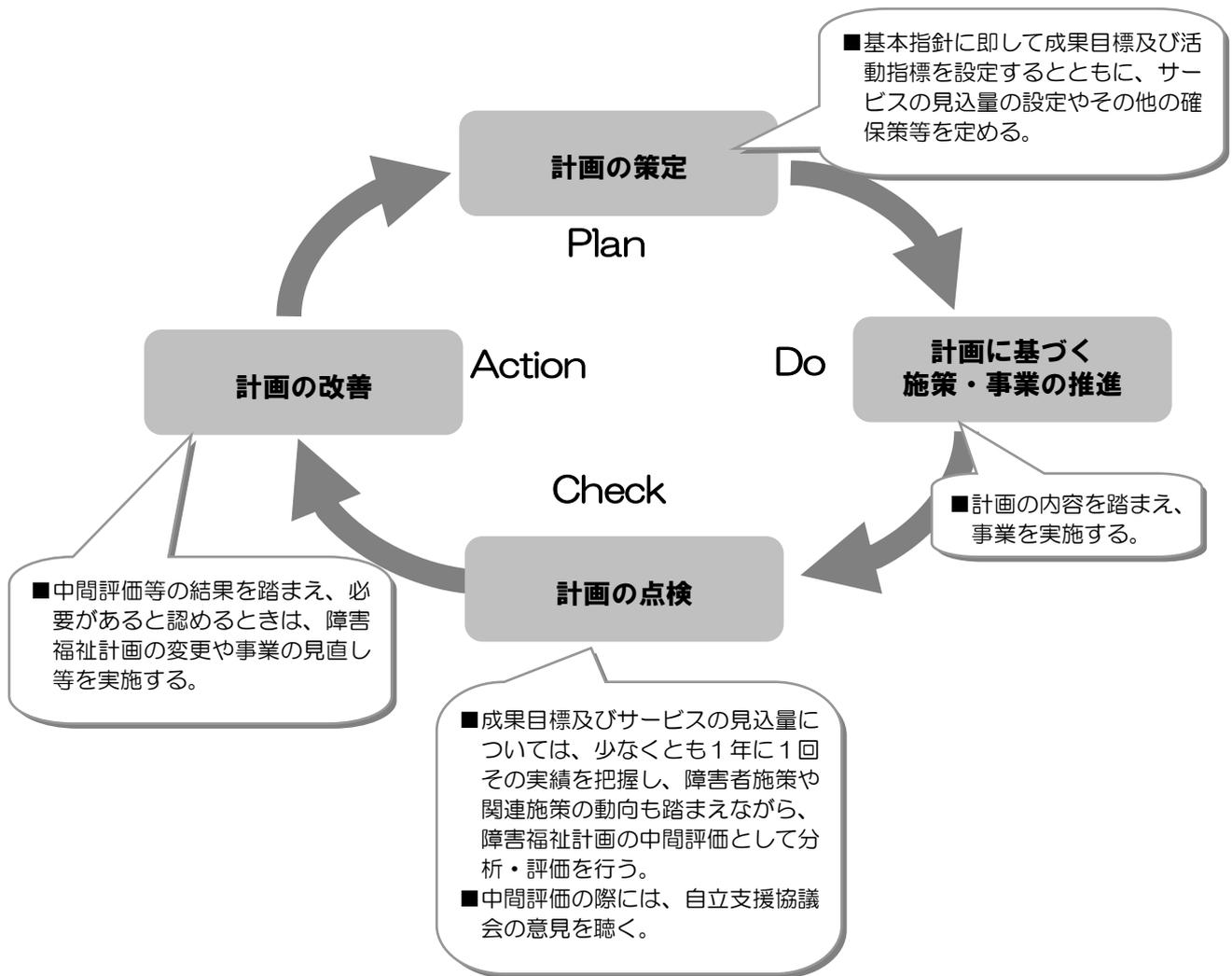
◇障害児通所支援と障害児入所支援について、群馬県と連携して体制の整備等を進めていきます。

3 計画の推進体制

(1) PDCAサイクルの導入

成果目標及びサービスの見込量については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら伊勢崎市自立支援協議会に報告して障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

図表 21 PDCAサイクルの流れ

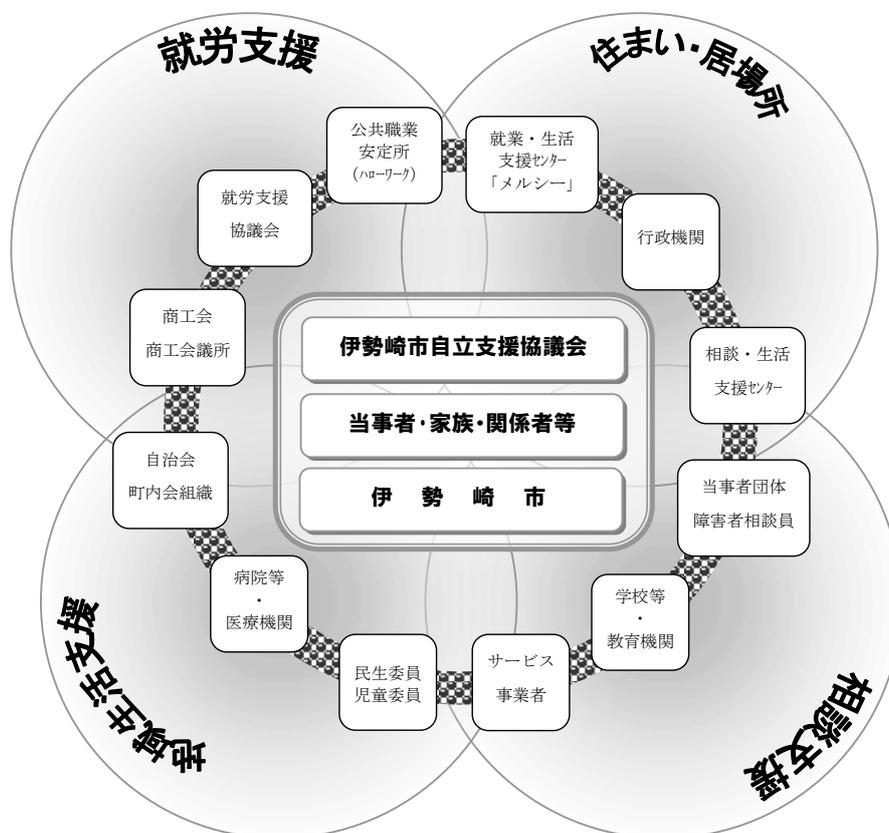


(2) 伊勢崎市自立支援協議会の役割

サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保や困難事例への対応などのあり方に対する協議・調整、地域関係機関によるネットワーク構築等を行う自立支援協議会は、平成24年4月から設置が法定化されました。また、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行により、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや資源開発、地域における障害者虐待防止のためのネットワーク化という役割の強化が求められました。本市は平成18年度に自立支援協議会を設置しており、全体会議は年3回程度、定例会議は年9回程度、個別支援会議は随時開催したほか、課題の研究等を行う特定課題会を設置してきました。第3期障害福祉計画以降、自立支援協議会を中心に関係機関等との連携を一層強化し、課題の解決に向けた取組を推進しています。

また、平成18年10月から「障害者（児）相談・生活支援センター」を設置し、地域の相談支援の拠点として明確に位置づけ、相談支援、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の機能強化のために、関係機関とのネットワークの強化を推進するとともに、自立支援協議会の運営も担っています。

図表 22 伊勢崎市のネットワークの構築



第4章 サービスの見込量とその確保の方策

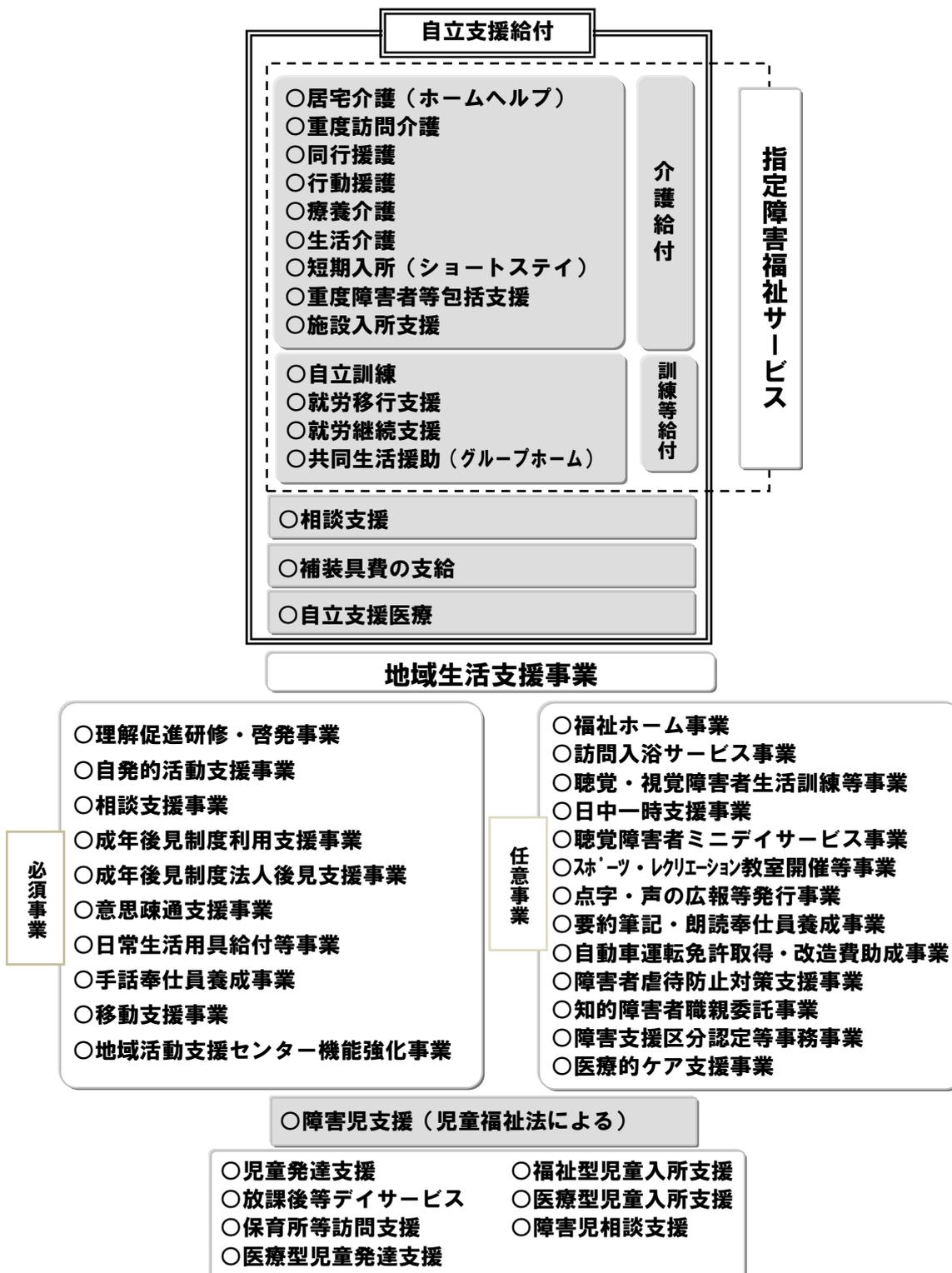


1

サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉計画に関する国の基本指針に則して、次のサービス（補装具費の支給及び自立支援医療を除く。）の実施に関する考え方、必要な見込量とその確保のための方策について定めます。

図表 23 障害者総合支援法に基づくサービス体系

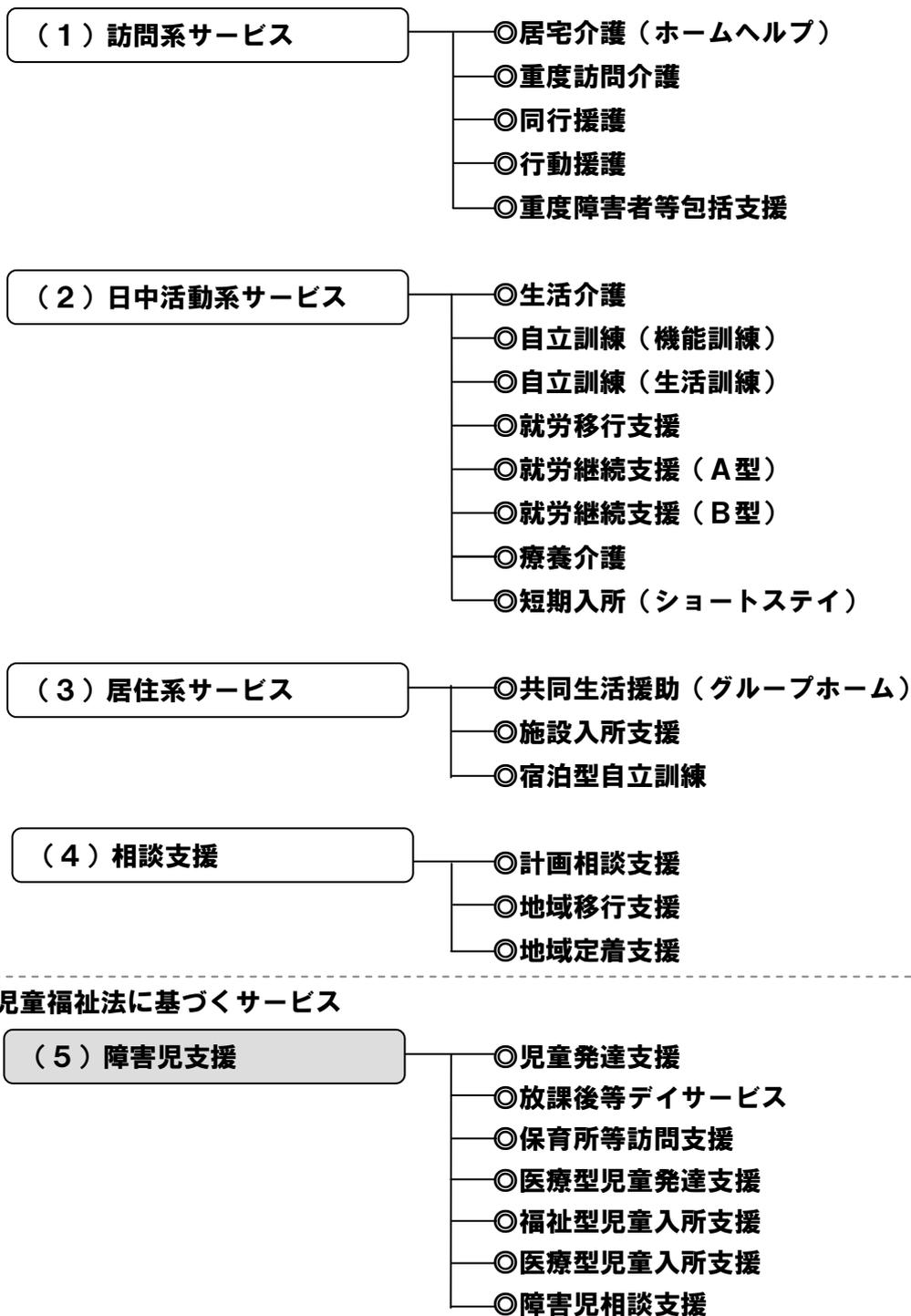


2

指定障害福祉サービス及び相談支援に関する事項

平成 29 年度の目標値の実現に向けて、平成 27～29 年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービスの実施に関する考え方、必要な見込量を設定し、その確保に努めていきます。見込量等を設定するサービスは、次の通りです。

図表 24 指定障害福祉サービス及び相談支援一覧



(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには次の5つのサービスがあります。

サービス種別	実施内容
◎居宅介護(ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
◎重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害者、行動上著しい困難を有する精神障害者で、常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
◎同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
◎行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
◎重度障害者等包括支援	意思疎通を図ることに著しい障害があり、重度の身体障害又は行動上著しい困難を有する知的障害者・精神障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

〔内容・現状〕

- 障害者総合支援法により、平成26年4月から、重度訪問介護の対象者を厚生労働省令において、重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象が拡大されました。
- 利用者数、利用時間ともに増加傾向にあります。

〔サービス見込量の設定〕

- これまでの利用者の伸び及び対象者の拡大を勘案して推計し、過去の利用実績における平均利用時間を参考に算出しました。
- 入所施設や精神科病院から地域移行する人の利用を見込みます。

図表 25 訪問系サービスの実績の推移と見込量(月間)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ利用量(時間)	2,994	3,263	4,305	3,660	5,296	4,537	5,232	5,280	5,328
実利用者数(人)	114	136	179	176	191	194	218	220	222
1人あたり利用時間	26.3	24.0	24.1	20.8	27.7	23.4	24.0	24.0	24.0

注：平成21年度から平成25年度は3月、平成26年度は7月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 3障害及び難病患者に共通の制度でサービスが提供されることを踏まえ、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービス充実に努めていきます。
- 障害者自立支援給付認定審査会の意見や障害支援区分、生活環境等を勘案しつつ、利用者の自立した生活を目指した適切なサービスの提供に努めていきます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 支給決定基準に則った支給決定をするとともに、支給決定基準を超える支給量を希望する人には、その心身の状態や生活環境などを考慮して、支給量の決定を行います。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 地域生活に移行した障害者が安定した地域生活を送れるように、適切なサービスを提供します。

(2) 日中活動系サービス

1 生活介護

〔内容・現状〕

- 常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
- 平成 20 年度以降、障害者支援施設等の旧体系からの移行に伴い利用者は年々増加しています。

〔サービス見込量の設定〕

- 特別支援学校卒業予定者等のニーズを考慮した利用者数に、過去の利用実績による平均利用日数を乗じて算出しています。

図表 26 生活介護の実績の推移と見込量（月間）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
延べ利用量 （日数）	1,877	2,485	5,986	6,262	6,486	6,906	7,224	7,665	8,106
実利用者数 （人）	90	121	285	308	320	322	344	365	386
1人あたり 利用日数	20.9	20.5	21.0	20.3	20.3	21.4	21.0	21.0	21.0

注：平成 21 年度から平成 25 年度は 3 月、平成 26 年度は 7 月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 3障害及び難病患者に共通の制度のもとでサービス提供が行われることを踏まえつつ、サービス提供事業者に対して障害特性を理解した従事者の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

2 自立訓練（機能訓練）

〔内容・現状〕

- 身体障害者又は難病患者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために、リハビリテーションや生活等に関する相談等の支援を行います。標準利用期間は原則 18 か月です。
- 市内に事業所は 1 箇所にとどまり、新たな事業所の設立も予定されていません。

〔サービス見込量の設定〕

- 利用期間が定められていることや、事業所の数が少ないことを考慮し、過去の新規利用者数を基に、平均利用日数を乗じて算出しています。

図表 27 自立訓練（機能訓練）の実績の推移と見込量（月間）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
延べ利用量 （日数）	22	0	96	96	128	126	65	130	130
実利用者数 （人）	1	0	6	7	11	9	5	10	10
1人あたり 利用日数	22.0	0.0	16.0	13.7	11.6	14.0	13.0	13.0	13.0

注：平成 21 年度から平成 25 年度は 3 月、平成 26 年度は 7 月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- サービス利用希望の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

3 自立訓練（生活訓練）

〔内容・現状〕

- 知的障害者又は精神障害者が自立した日常生活または社会生活が送れるよう、一定期間、日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談等を行います。標準利用期間は24か月、長期入所・入院等の事情がある場合は36か月です。
- 市内には市が設置している事業所を含めて2事業所にとどまっていますが、徐々に利用者は増えています。

〔サービス見込量の設定〕

- 利用期間が定められていることや、事業所の数が少ないことを考慮し、過去の新規利用者数を基に、平均利用日数を乗じて算出しています。

図表 28 自立訓練（生活訓練）の実績の推移と見込量（月間）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ利用量 （日数）	0	63	4	67	115	96	60	120	120
実利用者数 （人）	0	6	3	6	8	5	4	8	8
1人あたり 利用日数	0.0	10.5	1.3	11.2	14.4	19.2	15.0	15.0	15.0

注：平成21年度から平成25年度は3月、平成26年度は7月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- サービス利用希望の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

4 就労移行支援

〔内容・現状〕

- 就労を希望する人に、一定期間、生産活動、職場体験などの就労に必要な知識能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援などを行います。標準利用期間は24か月です。
- 利用者は緩やかな減少傾向ですが、平成26年度で経過措置が終了するため、今後は利用の増加が見込まれます。
- 平成26年4月に市内に1箇所の事業所が新規開設されました。

〔サービス見込量の設定〕

- 就労移行支援事業所が新規に開設されたことから、利用者増が見込まれます。
- 経過措置終了を考慮した特別支援学校卒業生の新規利用等を見込み、推計利用者数に平均利用日数を乗じて算出しています。
- 成果目標では、平成29年度末における利用者数を平成25年度末における利用者の6割以上の増加を見込んでいます。

図表 29 就労移行支援の実績の推移と見込量（月間）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ利用量 （日数）	554	610	518	494	480	387	544	765	799
実利用者数 （人）	29	34	33	30	29	24	32	45	47
1人あたり 利用日数	19.1	17.9	15.7	16.5	16.6	16.1	17.0	17.0	17.0

注：平成21年度から平成25年度は3月、平成26年度は7月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 相談支援事業者や就労移行支援事業者との連携を図り、就労意欲の高まりに対応した支援体制づくり等に取り組みます。
- 自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて、企業、学校、福祉施設、ハローワーク等関係機関との連携を促進し、職場の開拓、個々の障害者に応じた支援計画の作成等、就職・職場定着を支援します。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 成果目標達成のために、相談支援などを通して就労のニーズを把握し、利用拡大に努めます。

5 就労継続支援（A型）

〔内容・現状〕

- 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約等に基づき、生産活動など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
- これまでは事業所が県内でも少ないため、利用者は限られていましたが、平成 26 年 4 月に市内に 2 箇所の事業所が新規開設され、利用者が急増しました。

〔サービス見込量の設定〕

- 推計利用者数に平均利用日数を乗じて算出しています。
- 事業所が新規に開設されたことから、利用者の増加が見込まれます。

図表 30 就労継続支援（A型）の実績の推移と見込量（月間）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ利用量 （日数）	0	0	95	103	169	448	520	600	680
実利用者数 （人）	0	0	5	5	9	22	26	30	34
1人あたり 利用日数	0.0	0.0	19.0	20.6	18.8	20.4	20.0	20.0	20.0

注：平成 21 年度から平成 25 年度は 3 月、平成 26 年度は 7 月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- 利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設や地域の関係機関、企業などとの連携のもとで、工賃の確保にも留意していきます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

6 就労継続支援（B型）

〔内容・現状〕

- 一般企業等で就労していたが、一般就労が困難になった人や就労移行支援の利用で一般就労に至らなかった人に対し、生産活動など就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練などを提供します。
- 市内の事業所数が増加しており、利用者は年々増加しています。

〔サービス見込量の設定〕

- 新規事業所の開設や定員増を考慮した推計利用者数に、平均利用日数を乗じて算出しています。

図表 31 就労継続支援（B型）の実績の推移と見込量（月間）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ利用量 （日数）	1,394	1,734	2,807	2,854	3,015	3,438	3,791	4,403	5,015
実利用者数 （人）	74	101	177	183	186	190	223	259	295
1人あたり 利用日数	18.8	17.2	15.9	15.6	16.2	18.1	17.0	17.0	17.0

注：平成 21 年度から平成 25 年度は 3 月、平成 26 年度は 7 月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設や地域の関係機関、企業などとの連携の下で、工賃の確保に留意するとともに、本市においても、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障害者就労施設等を優先する契約を推進します。
- 自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

7 療養介護

〔内容・現状〕

- 医療機関への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話などを行います。
- 平成 24 年度から 18 歳以上の障害児施設入所者が療養介護に移行したことから利用者は増加しました。
- 平成 26 年 7 月の利用者数は 25 人です。平成 24 年度以降、利用者数は横ばいとなっています。

〔サービス見込量の設定〕

- 利用者が限定される事業であることから、これまでの利用実績の継続を見込みます。

図表 32 療養介護の実績の推移と見込量（月間）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数 (人)	1	1	1	26	26	25	26	26	26

注：平成 21 年度から平成 25 年度は 3 月、平成 26 年度は 7 月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 医療機関においてサービス提供が行われており、今後も医療機関との連携を図ります。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

8 短期入所（ショートステイ）

〔内容・現状〕

- 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
- 障害者支援施設等において実施する「福祉型」、病院、診療所、介護老人保護施設において実施する「医療型」があります。
- 支給決定者数は多いですが、実際の利用者数は少ないという傾向があります。

〔サービス見込量の設定〕

- レスパイト（家族介助者等の休息）や緊急時の受け皿としての役割を考慮し、利用者を見込みます。
- 利用者数の見込みに過去の利用実績による平均利用日数を乗じて算出しています。
- 入所施設から地域移行する人の利用を見込みます。

図表 33 福祉型短期入所の実績の推移と見込量（月間）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ利用量 （日）	191	237	298	343	250	262	296	304	312
実利用者数 （人）	14	21	28	37	29	36	37	38	39
1人あたり 利用日数	13.6	11.3	10.6	9.3	8.6	7.3	8.0	8.0	8.0

注：平成21年度から平成25年度は3月、平成26年度は7月

図表 34 医療型短期入所の実績の推移と見込量（月間）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ利用量 （日）	12	14	18	40	36	51	64	72	80
実利用者数 （人）	2	1	5	6	5	8	8	9	10
1人あたり 利用日数	6.0	14.0	3.6	6.7	7.2	6.4	8.0	8.0	8.0

注：平成21年度から平成25年度は3月、平成26年度は7月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 利便性、対応力の向上等による、緊急時の受入体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

1 共同生活援助（グループホーム）

〔内容・現状〕

- 共同生活援助（グループホーム）は、主として夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排泄、食事の介護などの日常生活上の援助を提供します。
- 平成 26 年 4 月からは、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。
- 事業所数は増加しており、利用者も年々増加しています。

〔サービス見込量の設定〕

- 事業者動向や福祉施設・精神科病院からの地域移行等を勘案して、新規利用者を見込みます。

図表 35 共同生活援助（グループホーム）の実績の推移と見込量（月間）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数 (人)	70	78	93	108	118	126	148	168	188

注：平成 21 年度から平成 25 年度は 3 月、平成 26 年度は 7 月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- サービス見込量の確保にあたっては、事業者によるグループホームの整備を促進するよう、協力を求めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 必要に応じて、地域移行支援を利用した入居を検討します。
- 体験利用を確保していくなど、地域生活支援拠点等としての整備を進めていきます。

2 施設入所支援

〔内容・現状〕

- 施設に入所する障害者に対して、主として夜間や休日に、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。
- 平成 23 年度末で旧体系からの移行が完了し、平成 24 年度以降の利用者数はほぼ横ばいとなっています。
- 平成 26 年 7 月の時点で、施設入所の待機者が 41 人おり、潜在的なニーズは高いサービスとなっています。

〔サービス見込量の設定〕

- 平成 25 年度末の施設入所者数の 12.1% (27 人) が地域移行することを見込んでいます。
- 施設入所者の地域生活への移行を考慮し、平成 25 年度末の入所者数 224 人から、平成 29 年度において 4.5% (10 人) の削減を見込んでいます。

図表 36 施設入所支援の実績の推移と見込量（月間）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数 (人)	40	58	214	230	224	223	246	230	214

注：平成 21 年度から平成 25 年度は 3 月、平成 26 年度は 7 月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 施設入所者の円滑な地域生活への移行を実現するため、地域における社会資源の整備等に取り組みます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 必要に応じて、介護保険制度など他制度への意向を検討します。
- 真に必要な障害者が入所できるよう、待機者や入所中の障害者の状況確認を行います。
- 居宅サービスやバリアフリー改修など地域移行に必要なサービスを活用して、地域移行を推進していきます。
- グループホームの体験利用を活用するなど、施設入所者の地域移行への意欲を高めるための体制を整備していきます。

3 宿泊型自立訓練

〔内容・現状〕

- 日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している知的障害又は精神障害のある人に、一定期間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。標準利用期間は24か月となっています。
- 県内では、共同生活援助（グループホーム）に移行するなど、事業所数が減少傾向にあります。現在、市内に事業所が1箇所あります。

〔サービス見込量の設定〕

- 事業者が減少傾向であることから、現在の利用者の継続数を見込みます。

図表 37 宿泊型自立訓練の実績の推移と見込量（月間）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数 (人)	3	5	6	10	8	1	3	2	2

注：平成21年度から平成25年度は3月、平成26年度は7月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- サービス利用希望者の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

(4) 相談支援

〔内容・現状〕

- 相談支援には、基本相談支援、計画相談支援及び地域相談支援があります。個別給付の対象となるのは、計画相談支援及び地域相談支援です。
- 計画相談支援には、サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障害福祉サービスや地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する際にサービス等利用計画を作成するものです。継続サービス利用支援は、いわゆるモニタリングと言われているもので、サービス等利用計画が適当であるかどうかを一定期間ごとに検証し、見直しを行うものです。
- 地域相談支援のうち、地域移行支援は、障害者支援施設等入所者または精神科病院入院者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の体験的な利用支援など必要な支援を行います。
- 地域相談支援のうち、地域定着支援は、単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

障害者	特定相談支援	指定特定相談支援事業者【市が指定】
		○計画相談支援（個別給付）
		・サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）
		・継続サービス利用支援（モニタリング）
		○基本相談支援
	一般相談支援	指定一般相談支援事業者【県が指定】
		○地域相談支援（個別給付）
		・地域移行支援（外出同行支援・入居支援等）
		・地域定着支援（24 時間相談支援体制等）
		○基本相談支援

〔サービス見込量の設定〕

- 個別給付の対象となっている計画相談支援及び地域相談支援についてサービス見込量を設定します。
- 計画相談支援については、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数を基に見込みます。
- 地域移行支援については、福祉施設からの地域移行者のうち、半数の利用を見込んでいます。
- 地域定着支援については、福祉施設から地域移行者のうち、居宅での一人暮らしが見込まれる者を想定しています。

図表 38 相談支援の見込量（月間）

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計画相談 支援	実利用者数 （人）	23	93	106	148	173	189
地域移行 支援	実利用者数 （人）	1	1	0	4	4	4
地域定着 支援	実利用者数 （人）	2	7	3	4	4	4

注：平成 21 年度から平成 25 年度は 3 月、平成 26 年度は 7 月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 相談支援体制の強化・充実に取り組み、相談支援体制の整備に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- サービス利用支援により、真に必要なサービスの選択や真に本人が希望する事業所の選択など対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた継続サービス利用支援（モニタリング）の実施に努めます。
- 計画相談支援を原則としつつ、セルフプランを希望する人に対しては、相談支援専門員との連携の下、適切なセルフプランの作成を支援します。
- 効果的な計画相談が実施されるよう指定特定相談支援事業者や相談支援専門員の負担を軽減する体制の整備に努めます。
- 地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

(5) 障害児支援

〔内容・現状〕

- 障害児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援があります。
- 児童発達支援は、就学前までの児童を対象に、基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
- 放課後等デイサービスは、学校就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等の支援を行います。
- 保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
- 医療型児童発達支援は、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、児童発達支援と治療を行います。市内に施設がないことから、現在利用者はいません。
- 児童入所施設は、障害児の保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識や技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
- 障害児相談支援には、障害児支援利用援助と継続障害児利用援助があります。障害児支援利用援助は、障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成するものです。継続障害児支援利用援助は、いわゆるモニタリングと言われているもので、障害児支援利用計画が適当であるかどうかを一定期間ごとに検証し、見直しを行うものです。なお、障害児が障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用する場合には、障害児支援利用計画は、障害者総合支援法のサービス等利用計画と一体として作成することとされています。

障害児	特定相談支援	指定特定相談支援事業者【市が指定】
		○計画相談支援（個別給付）
		・サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）
		・継続サービス利用支援（モニタリング）
	○基本相談支援	
	障害児相談支援	指定障害児相談支援事業者【市が指定】
		○障害児相談支援（個別給付）
・障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成）		
・継続障害児支援利用援助（モニタリング）		

〔サービス見込量の設定〕

■これまでの利用者の伸びに基づき推計し、事業者の動向を勘案しています。

図表 39 児童福祉法に基づくサービスの実績の推移と見込量（月間）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	延べ利用量（日数）	557	914	805	896	1,072	1,152
	実利用者数（人）	41	61	45	56	67	72
	1人あたり利用日数	13.6	15.0	17.9	16.0	16.0	16.0
放課後等デイサービス	延べ利用量（日数）	1,262	1,352	1,808	2,016	2,212	2,324
	実利用者数（人）	96	104	130	144	158	166
	1人あたり利用日数	13.1	13.0	13.9	14.0	14.0	14.0
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	0	1	3	5	7	9
医療型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	実利用者数（人）	13	13	13	13	13	13
医療型児童入所支援	実利用者数（人）	8	9	7	8	8	8
障害児相談支援	実利用者数（人）	10	28	43	50	52	55

注：平成24年度は25年3月、平成25年度は26年3月、平成26年度は7月

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。
- 子どもの発達の状況などに合わせて事業所を保護者等が選択できるように、事業者情報の提供を行います。
- 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できるような体制づくりを推進します。
- 障害児通所支援については、障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

3

地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

障害者総合支援法により、地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取組の支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、以下の地域生活支援事業が必須事業として追加されました。

- (1) 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- (2) 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- (3) 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- (4) 意思疎通の支援
- (5) 手話奉仕員の養成

地域生活支援事業の実施にあたり、本市では次の3点の基本的な考え方を重視しながら、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

- ① 本市の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援に関わるサービス提供体制を確保します。
- ② 障害の種別を問わず対応できる、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制の充実を図り、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。
- ③ 事業の効率性を高めながら、インフォーマルサービス⁴の活用・育成にも取り組みます。

⁴ インフォーマルサービス：

行政の公的サービス（フォーマルサービス）に対し、地域住民、ボランティア、NPO、民間事業者による有償・無償で提供されるきめ細かなサービスをいいます。

(1) 実施する事業の内容

サービス種別	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活が営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
障害者（児）相談・生活支援事業	障害者（児）の保護者や介護者などからの相談に応じ、情報の提供を行います。
障害者相談支援事業	身体・知的・精神の各障害の多様な相談に対応できるよう総合的な相談支援の場として、障害者（児）相談・生活支援センターを設置しています。
基幹相談支援センター	障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者各法に定められた業務を総合的にを行います。
相談支援機能強化事業	障害者（児）相談・生活支援センターに専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、市役所障害福祉課に設置し、また、社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会に設置の委託をしています。
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者等の福祉向上のため、手話通訳者の派遣を行います。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等の福祉向上のため、要約筆記者の派遣を行います。
知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業	意志の疎通が困難な知的障害・発達障害のある人が医療機関に入院した場合に、コミュニケーション支援員を派遣します。
日常生活用具給付等事業	重度障害者等に対し、日常生活用具、住宅改修費、点字図書等の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成事業	聴覚障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通じて、障害のある人に創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行います。

サービス種別	実施内容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で、居室その他の設備の利用を支援します。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
聴覚・視覚障害者生活訓練等事業	主に聴覚障害者に対して、生活指導や情報提供に関する事業を実施することにより、社会的孤立感の解消及び生活の質を高めめます。
日中一時支援事業 登録介護者事業 日帰り短期事業 サービスステーション事業	<p>障害のある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。</p> <p>心身障害児（者）の保護者が一時的に介護できない場合、あらかじめ本市に登録している介護者がサポートします。</p> <p>障害のある人を一時的に預かり、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。</p> <p>心身障害児（者）の保護者が一時的に介護できない場合、24時間対応型サービスステーションがサポートします。</p>
聴覚障害者ミニデイサービス事業	高齢の聴覚障害者を対象に、情報提供や食事の提供をはじめ趣味活動等を通じて身体機能の維持を図り、社会的孤立感の解消や自立生活及び介護予防を図ります。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため各種スポーツ・レクリエーション教室や楽器教室等を開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、広報紙をはじめ障害のある人等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを障害のある人等に定期的に提供します。
要約筆記・朗読奉仕員養成事業 要約筆記奉仕員養成事業 朗読奉仕員養成事業	<p>聴覚、視覚障害者等の日常生活を支援し社会参加を促進するため、各種養成講座を実施します。</p> <p>要約筆記の養成研修を実施します。</p> <p>音訳などの養成研修を実施します。</p>
自動車運転免許取得・改造助成事業 自動車運転免許取得費助成事業 自動車改造費助成事業	<p>障害のある人の就労その他の社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費の補助及び自動車改造費の一部を助成します。</p> <p>自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。</p> <p>自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p>
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。
知的障害者職親委託事業	更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
障害支援区分認定等事務事業	障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図ります。
医療的ケア支援事業	保育所や学校、福祉施設などの自宅外で医療的ケアが必要な障害者等に対して、訪問看護ステーションの看護師等を派遣して必要な医療的ケアを提供します。

(2) サービス見込量及び設定の考え方と確保の方策

1 理解促進研修・啓発事業

〔内容・現状〕

- 障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための教室等開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの方法があります。

図表 40 理解促進研修・啓発事業の実績の推移と見込（年間）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業	-	未実施	未実施	未実施	実施	実施

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、速やかな実施を検討していきます。
- 共生社会の実現に向け、障害者等に対する理解を深めるため、障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保しつつ、市民に理解しやすい企画・運営を行います。

2 自発的活動支援事業

〔内容・現状〕

- 障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における取組を支援します。

〔サービス見込量の設定〕

- これまでの実績に基づき、利用量を見込んでいます。

図表 41 自発的活動支援事業の実績の推移と見込量(年間)

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自発的活動支援事業	延べ利用件数(件)	519	275	519	519	519	519

注：平成26年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 共生社会の実現に向け、障害者等に対する理解を深めるため、障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

3 障害者（児）相談・生活支援事業

〔内容・現状〕

- 障害者相談支援事業は、専門の相談員やピアカウンセラーが、障害のある人やその家族、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。
- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者各法に定められた相談等の業務を総合的にを行います。
- 相談支援機能強化事業は、専門的職員の配置や相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進のための取組などを行う事業です。
- 住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障害のある人に対し、入居に必要な支援や家主等への相談・助言を行う事業です。
- 本市では平成 19 年度以降、複数の指定特定相談支援事業所を 1 箇所に集約する形で「障害者（児）相談・生活支援センター」として整備しており、現在実施している事業は、いずれも障害者（児）相談・生活支援センターにおいて実施しています。

図表 42 障害者（児）相談・生活支援事業の実績の推移と見込（年間）

サービス種別	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	設置
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 障害の種別を問わず対応できる相談体制を確保し、サービス提供事業者などとの連携のもとで相談・支援体制の充実に努めます。
- 専門的職員を配置し、困難ケースにも対応していきます。
- 基幹相談支援センターについては、「（仮称）障害者会館」（平成 28 年度建設予定）に設置することを目指して検討していきます。

4 成年後見制度利用支援事業

〔内容・現状〕

- 知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬等を補助することにより、その利用を支援し、権利擁護を図る事業です。

〔サービス見込量の設定〕

- これまでの実績を踏まえ見込みます。

図表 43 成年後見制度利用支援事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	延べ利用件数 (件)	0	1	1	2	2	3

注：平成26年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 成年後見制度が権利擁護のための支援であることから、必要な障害者には、市長申し立てと併せて、成年後見制度が適切に利用できるよう支援に努めます。
- 必要とする障害者が適切に利用できるよう、本人や支援者への情報提供に努めます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

〔内容・現状〕

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

図表 44 成年後見制度法人後見支援事業の実績の推移と見込（年間）

サービス種別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度法人後見支援事業	-	未実施	未実施	未実施	実施	実施

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、速やかな実施を検討していきます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

6 意思疎通支援事業

〔内容・現状〕

- 意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の意思疎通を支援するための事業です。
- 手話通訳者設置事業として、市役所を含めた 2 施設に各 1 人手話通訳者を設置しています。
- 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、手話通訳や要約筆記を必要とする障害のある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。
- 知的障害者等コミュニケーション支援事業は、意思の疎通が困難な人が医療機関に入院した場合に、本人と意思疎通が充分できる人を派遣する事業です。

〔サービス見込量の設定〕

- 平成 26 年度の実績（推計）を勘案して見込量を算出しています。

図表 45 意思疎通支援事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
手話通訳者設置事業	実設置者数	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	延べ派遣回数 (回)	311	361	450	450	450	450
要約筆記者派遣事業	延べ派遣回数 (回)	3	2	3	3	3	3
知的障害者等入院時 コミュニケーション支援事業	延べ利用者数 (人)	2	2	2	3	4	5

注：平成 26 年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 手話が言語であるとの認識に基づき、手話通訳に関する事業を実施していきます。
- 事業の周知をするとともに、ニーズの拡大に対応できるよう派遣通訳者等の増加や技術力の向上等に努めます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している法人、当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

7 日常生活用具給付等事業

〔内容・現状〕

■日常生活用具の給付や住宅改修費の支給を行う事業です。

〔サービス見込量の設定〕

■過去の給付数実績と今年度の給付数推移から推計し算出しています。

図表 46 日常生活用具等給付事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	給付件数 (件)	10	10	10	10	10	10
自立生活支援用具	給付件数 (件)	18	22	20	20	20	20
在宅療養等支援用具	給付件数 (件)	20	12	20	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件)	21	16	20	20	20	20
排泄管理支援用具	給付件数 (件)	2,853	2,845	2,850	2,850	2,850	2,850
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数 (件)	2	3	2	2	2	2

注：平成 26 年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 給付する用具の種類や給付条件など、他市町村の動向や実情などを考慮して検討していきます。
- 事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

8 手話奉仕員養成事業

〔内容・現状〕

- 聴覚障害者等との交流活動の促進等のために、手話奉仕員を養成する研修を実施する事業です。

〔サービス見込量の設定〕

- 過去の実績を踏まえ見込みます。

図表 47 手話奉仕員養成事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成事業	受講者数 (人)	79	70	48	55	55	55

注：平成26年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及を推進していきます。
- 多くの市民が参加できるよう広報紙やホームページを活用した周知活動を行います。
- 手話奉仕員の養成や技能の向上を図るとともに、手話奉仕員を確保していきます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している法人、当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

9 移動支援事業

〔内容・現状〕

- 屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行います。
- 平成 26 年度からグループホームに入居している障害者も対象となりました。

〔サービス見込量の設定〕

- 利用者数に 1 人あたりの利用時間を乗じて算出しています。
- 過去の実績から、実利用者数及び延べ利用時間の増加を見込んでいます。
- グループホーム入居者の利用を見込みます。

図表 48 移動支援事業の実績の推移と見込量（年間）

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
年間延べ利用時間 (時間)	13,139	14,014	15,000	16,000	16,500	17,000
実利用者数 (人)	145	168	180	210	215	220
1人あたり利用時間	90.6	83.4	83.3	76.2	76.7	77.3

注：平成 26 年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。
- 通学の機会を確保するため、緊急時の通学について支援していきます。
- 1 対 1 の個別支援型だけでなく、複数の障害者への同時支援を行うグループ支援型の導入を検討していきます。
- 地域の実情に応じて、適宜利用条件や対象者などを検討していきます。

10 地域活動支援センター事業

〔内容・現状〕

- 雇用されることが困難な障害者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
- 平成 26 年度現在、市内にある地域活動支援センターは、Ⅰ型が1箇所、Ⅱ型が6箇所、Ⅲ型が2箇所整備されています。

〔サービス見込量の設定〕

- 設置数については、いずれも現在の設置数を維持します。
- いずれの施設も高い稼働率を維持していることから、現在の実績と同程度の利用量を見込みます。

図表 49 地域活動支援センター事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
地域活動支援センターⅠ型	設置数(箇所)	1	1	1	1	1	1	
	延べ利用者数(人)	市内	2,532	2,258	2,463	2,420	2,420	2,420
		市外	2,286	2,290	2,141	2,240	2,240	2,240
地域活動支援センターⅡ型	設置数(箇所)	6	6	6	6	6	6	
	延べ利用者数(人)	市内	25,579	26,757	26,300	27,000	27,000	27,000
		市外	666	824	850	850	850	850
地域活動支援センターⅢ型	設置数(箇所)	2	2	2	2	2	2	
	延べ利用者数(人)	市内	4,258	3,390	3,630	3,350	3,350	3,350
		市外	685	821	820	1,010	1,010	1,010

注：平成 26 年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- 障害特性に応じた活動の場の充実とともに、活動内容の充実に努め、地域生活支援の促進が図られるよう努めます。
- 事業のさらなる強化に向け、サービス内容を含めて、地域活動支援センターのあり方について検討します。
- 障害福祉にかかる事業を実施している法人を指定管理者に選定し、又は事業を委託することにより、専門性を確保した効果的かつ効率的な事業運営を行います。
- 職員配置や 1 日当たりの実利用者数など必要な体制の確保に努めます。
- 市内の障害者が利用することを基本としつつ、空きがある場合には市外の障害者にも利用を認めていきます。

11 福祉ホーム事業

〔内容・現状〕

- 住居を求めている障害のある人に、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する事業です。
- 現在市内に 1 箇所あります。新たな事業所の設置は予定されていません。

〔サービス見込量の設定〕

- 利用者数は現状の継続を見込みます。

図表 50 福祉ホーム事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
福祉ホーム	実利用者数(人)	5	3	3	3	4	4

注：平成 26 年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるので、地域におけるグループホーム等の社会資源の実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 事業の周知を図るとともに、ニーズに対応できるようサービス提供事業者の確保に努めます。
- サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

12 訪問入浴サービス事業

〔内容・現状〕

- 清潔の保持や心身機能の維持等のために、身体障害者の居宅に移動浴槽車を派遣して訪問入浴サービスを提供する事業です。

〔サービス見込量の設定〕

- これまでの実績を踏まえ見込みます。

図表 51 訪問入浴サービス事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス事業	延べ利用者数 (人)	563	672	680	690	700	710

注：平成 26 年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるので、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。
- 事業の周知をするとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な運営を行います。
- サービス提供時における利用者の病状の急変など緊急時の対応をあらかじめ定めておくなど安全体制の確保に努めます。

13 聴覚・視覚障害者生活訓練等事業

〔内容・現状〕

- 主に社会文化活動の面で大きな制限を受ける聴覚障害者に対して、生活指導や情報提供に関する事業を実施することにより、社会的孤立感の解消及び生活の質を高めます。

〔サービス見込量の設定〕

- 過去の実績を基に、利用者数は増加を見込みます。

図表 52 聴覚・視覚障害者生活訓練等事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
聴覚・視覚障害者生活訓練等事業	延べ利用件数 (件)	217	221	234	247	260	273

注：平成 26 年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるので、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 障害福祉にかかると事業を実施している法人、当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

14 日中一時支援事業

〔内容・現状〕

- 障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。
- 登録介護者事業は、保護者が一時的に介護できない場合に、一定の要件を満たした登録介護者が保護者に代わって介護を行う事業です。
- 日帰り短期事業は、一時的に預って日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
- サービスステーション事業は、保護者が一時的に介護できない場合に、24 時間対応のサービスステーションで介護を行う事業です。

〔サービス見込量の設定〕

- これまでの実績を踏まえて見込みます。

図表 53 日中一時支援事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
登録介護者事業	登録介護者数 (人)	71	77	80	80	85	85
	延べ利用者数 (人)	636	621	630	630	645	650
日帰り短期事業	実施箇所数 (箇所)	28	22	23	24	25	26
	延べ利用者数 (人)	6,474	7,034	8,000	8,200	8,250	8,300
サービスステーション事業	実施箇所数 (箇所)	11	11	11	11	11	11
	延べ利用者数 (人)	207	107	130	130	140	150

注：平成 26 年度は見込値

注：サービスステーション事業実施箇所は市外を含む

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるので、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 事業者に対し必要な情報を提供し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。
- 事業を周知するとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。
- 委託をする介護者や事業所が必要な要件を満たしているか確認するなど適正な運営に努めます。

15 聴覚障害者ミニデイサービス事業

〔内容・現状〕

- 聴覚に障害のある60歳以上の高齢者が1人暮らし等で閉じこもりがちになったり、要介護になるおそれがある場合を対象に、情報提供や食事の提供をはじめ趣味活動等を通じて身体機能の維持、社会的孤立感の解消や自立生活及び介護予防を図ります。

〔サービス見込量の設定〕

- 過去の実績を基に、利用者数は増加を見込みます。

図表 54 聴覚障害者ミニデイサービス事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
聴覚障害者ミニデイサービス事業	延べ利用件数 (件)	250	259	283	307	331	355

注：平成26年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるので、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している法人、当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

16 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

〔内容・現状〕

- 障害者の社会参加促進のため、スポーツやレクリエーション活動を行う事業です。

〔サービス見込量の設定〕

- 過去の実績を勘案して見込みます。

図表 55 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	延べ利用者数 (人)	579	687	620	620	620	620

注：平成26年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるので、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 障害特性やニーズを反映した、事業を実施することにより障害者の社会参加を積極的に推し進めるとともに、支援する人材の養成に努めます。
- 事業を周知するとともに、多くの人々が利用しやすい環境づくりに努めます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

17 点字・声の広報等発行事業

〔内容・現状〕

- 広報紙をはじめ障害のある人等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを障害のある人等に定期的に提供します。

〔サービス見込量の設定〕

- 過去の実績を勘案して見込みます。

図表 56 点字・声の広報等発行事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
点字・声の広報等発行事業	実利用者数 (人)	38	35	37	37	37	37

注：平成26年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるので、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 事業を周知するとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。
- 障害福祉にかかる事業を実施している団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

18 要約筆記・朗読奉仕員養成事業

〔内容・現状〕

- 要約筆記奉仕員又は朗読奉仕員の養成のための研修を行う事業です。

〔サービス見込量の設定〕

- 過去の実績を勘案して、現状維持を見込みます。

図表 57 要約筆記・朗読奉仕員養成事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
要約筆記奉仕員養成事業	受講者数(人)	6	4	12	12	12	12
	受講者数(人)	9	14	4	10	10	10

注：平成26年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるので、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 多くの市民が参加できるよう広報紙やホームページを活用した周知活動を行います。
- 障害福祉にかかる事業を実施している団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。
- 奉仕員の養成や技能の向上を図るとともに、奉仕員の確保に努めます。

19 自動車運転免許取得・改造助成事業

〔内容・現状〕

- 障害者の社会参加のために、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の補助を行います。

〔サービス見込量の設定〕

- 過去の実績を勘案して見込みます。

図表 58 自動車運転免許取得・改造助成事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自動車運転免許取得費助成事業	延べ利用件数（件）	2	3	2	2	2	2
	延べ利用件数（件）	13	10	10	10	10	10

注：平成 26 年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるので、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 事業を周知するとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

20 障害者虐待防止対策支援事業

〔内容・現状〕

- 障害者虐待の未然防止や早期発見、適切な支援のために、支援体制の強化や協力体制の整備、普及啓発を図る事業です。
- 平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行され、市町村に障害者虐待防止センターの設置が義務付けられました。この事業は、障害者虐待防止センター等の機能強化のために、平成 26 年度から地域生活支援事業として位置づけられたものです。
- 本市では障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害者やその家族、関係者からの連絡や相談を受け付けています。24 時間対応の専用電話も設置しています。

図表 59 障害者虐待防止対策支援事業の実績の推移と見込（年間）

サービス種別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者虐待防止対策支援事業	—	—	実施	実施	実施	実施

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 障害者の安全確認、障害者を一時的に保護する場所の確保、問題解決に向けた相談・指導・助言を行います。
- 虐待に関する通報義務や通報窓口について周知するなど虐待防止の啓発活動を行うとともに、障害者の権利擁護や障害に関する正しい知識を広めます。
- 専門性の強化を図るとともに、関係機関等との連携協力体制を整備します。
- 権利擁護のために、必要に応じて、成年後見制度の利用を検討します。

21 知的障害者職親委託事業

〔内容・現状〕

- 知的障害者を一定期間職親に預けて、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用促進等を図る事業です。

〔サービス見込量の設定〕

- これまでの実績を踏まえ見込んでいます。

図表 60 知的障害者職親委託事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
知的障害者職親委託事業	実利用者数 (人)	3	2	3	3	4	4

注：平成 26 年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 任意事業であるので、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- 障害者や家族等からの相談に応じ、適切な職親の紹介に努めます。
- 事業の周知をするとともに、職親の確保に努めます。
- 職親への委託に際しては、職員が職親の家庭を訪問して説明をするなど、委託が効果的に行えるよう必要な準備を行います。

22 障害支援区分認定等事務事業

〔内容・現状〕

- 障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務を円滑で適切に実施するための事業です。
- 障害支援区分の認定については、平成 18 年度から障害程度区分の認定として実施してきています。この事業は、障害支援区分の認定に係る事務費の補助事業として、平成 25 年度から地域生活支援事業に位置づけられたものです。

図表 61 障害支援区分認定等事務事業の実績の推移と見込（年間）

サービス種別	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
障害支援区分認定等事務事業	—	実施	実施	実施	実施	実施

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 障害福祉サービスの利用促進に向けて、各事業を適切・円滑に行います。

23 医療的ケア支援事業

〔内容・現状〕

- 保育所や学校、福祉施設などの自宅外で医療的ケアが必要な障害者等に対して、訪問看護ステーションの看護師等を派遣して必要な医療的ケアを提供します。
- 自立支援協議会等で検討を重ね、平成 27 年度から実施する事業です。

〔サービス見込量の設定〕

- 対象者が限定される事業であることから、利用が予定される障害者等の数や他市町村の現状を踏まえて利用者数を見込みます。

図表 62 医療的ケア支援事業の実績の推移と見込（年間）

サービス種別	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
医療的ケア支援事業 実利用者数 (人)	—	—	—	1	2	4

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- 新規事業であることから、障害者等や対象となる施設、訪問看護ステーションなどに制度の周知を行います。
- 適正な利用のために、対象となる施設、医療機関、相談支援事業所などとの情報共有、連携を図ります。

資料編



策定経過

開催日等		項目	内容
1	平成 26 年 8 月 28 日	自立支援協議会 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 期計画の点検評価 第 4 期障害福祉計画策定についての説明
2	平成 26 年 10 月 6 日	成果目標及びサービス必要量見込み量 の中間報告	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県へ提出
3	平成 26 年 11 月 11 日～ 11 月 28 日	自立支援協議会全体会委員からの意見 聴取	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 期障害福祉計画骨子案に関する意見聴取
4	平成 26 年 12 月 9 日	自立支援協議会 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 期障害福祉計画（素案）の検討
5	平成 27 年 1 月 9 日～ 2 月 9 日	パブリックコメント手続	<ul style="list-style-type: none"> 8 件（3 人）
6	平成 27 年 2 月 23 日	自立支援協議会 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 期障害福祉計画（案）の承認
7	平成 27 年 2 月 24 日	数値目標及びサービス必要量の見込の 最終報告	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県へ提出
8	平成 27 年 3 月	第 4 期障害福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 期障害福祉計画の発行



伊勢崎市第4期障害福祉計画

発行日：平成27年3月

発行：伊勢崎市

編集：伊勢崎市 福祉部 障害福祉課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410

TEL 0270-27-2753 (直通)

FAX 0270-26-1808

E-mail f-shogai@city.isesaki.lg.jp